

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \text{=} \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 45,828,320}{\text{標準財政規模(C)} \quad 16,354,399} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 50,356,569}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 3,230,640} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 4,528,249}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 13,123,759} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	31,428,394	30,794,163	▲ 2.0	28,745,639	▲ 6.7	30,092,865	4.7	31,672,327	5.2
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	12,171,998	11,872,243	▲ 2.5	11,757,926	▲ 1.0	11,625,939	▲ 1.1	11,492,322	▲ 1.1
④組合負担等見込額	1,203,544	1,052,922	▲ 12.5	847,292	▲ 19.5	763,714	▲ 9.9	597,707	▲ 21.7
⑤退職手当負担見込額	2,611,207	2,385,802	▲ 8.6	2,364,077	▲ 0.9	2,155,293	▲ 8.8	2,065,964	▲ 4.1
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	47,415,143	46,105,130	▲ 2.8	43,714,934	▲ 5.2	44,637,811	2.1	45,828,320	2.7

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	16,480,151	17,189,084	4.3	17,217,929	0.2	16,333,732	▲ 5.1	15,400,955	▲ 5.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	316,196	296,305	▲ 6.3	267,838	▲ 9.6	239,588	▲ 10.5	211,976	▲ 11.5
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	33,590,359	33,671,736	0.2	33,034,586	▲ 1.9	33,603,394	1.7	34,743,638	3.4
充当可能財源等(B)	50,386,706	51,157,125	1.5	50,520,353	▲ 1.2	50,176,714	▲ 0.7	50,356,569	0.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 2,971,563	▲ 5,051,995		▲ 6,805,419		▲ 5,538,903		▲ 4,528,249	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

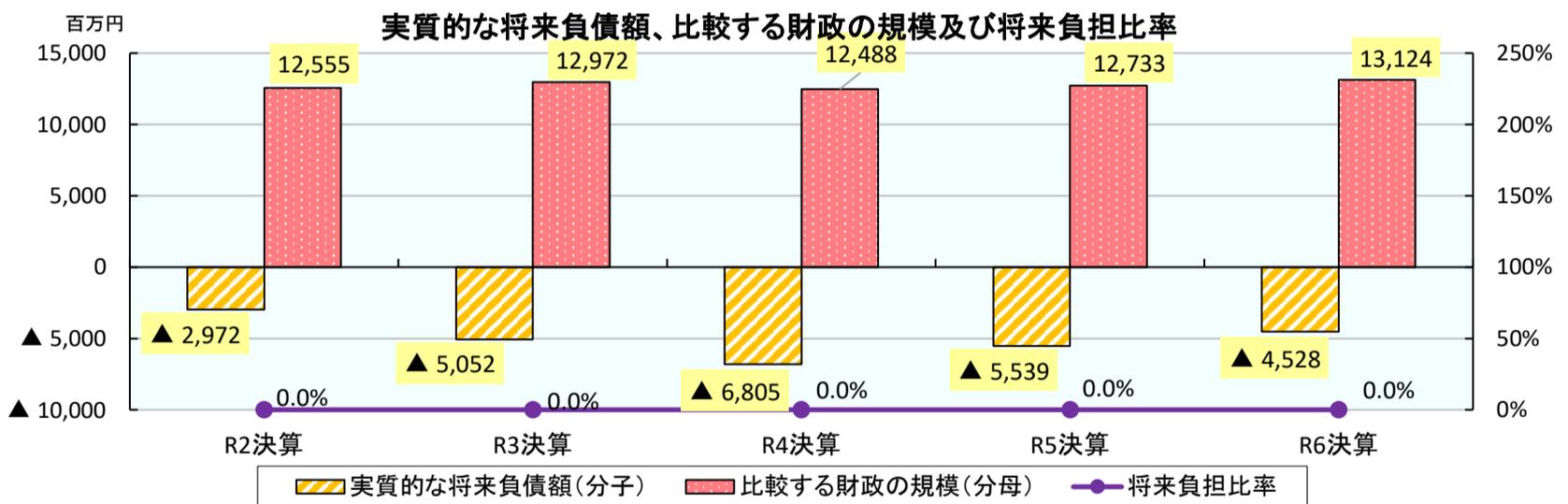
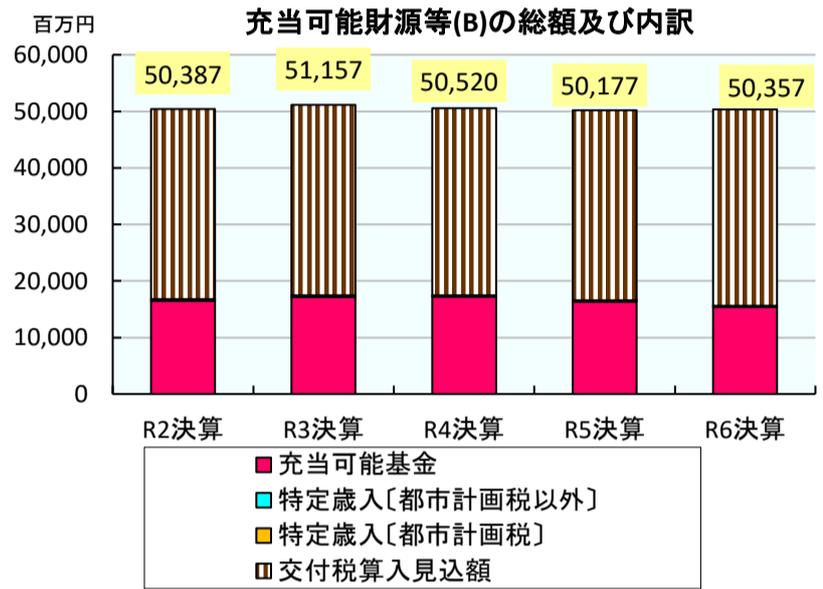
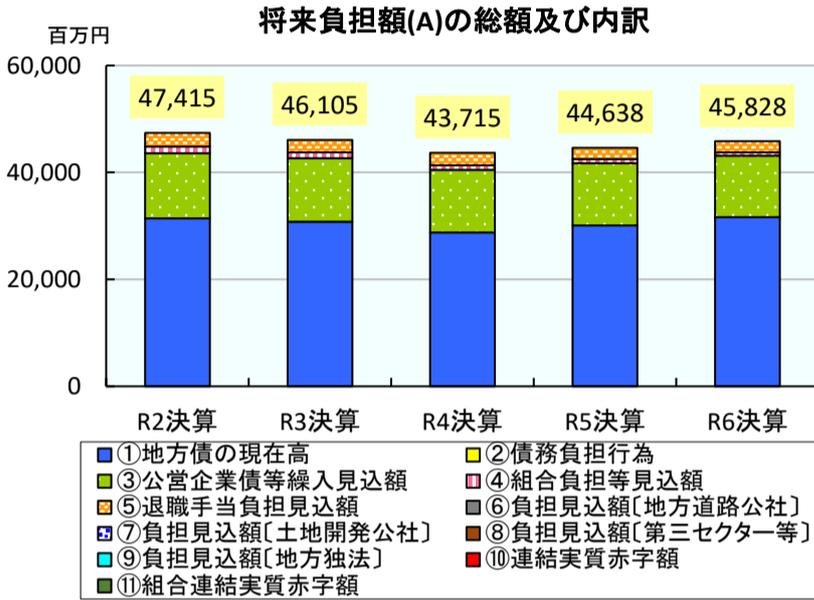
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	15,487,071	16,044,647	3.6	15,561,287	▲ 3.0	15,950,337	2.5	16,354,399	2.5
算入公債費等の額(D)	2,931,909	3,072,609	4.8	3,073,759	0.0	3,216,955	4.7	3,230,640	0.4

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	12,555,162	12,972,038	3.3	12,487,528	▲ 3.7	12,733,382	2.0	13,123,759	3.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	12.2 %	1.6 %	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = \text{—}
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	73,619,582	72,289,881	▲ 1.8	70,220,160	▲ 2.9	67,068,433	▲ 4.5	63,780,845	▲ 4.9
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	8,136,950	8,820,997	8.4	8,331,282	▲ 5.6	8,608,447	3.3	8,619,176	0.1
④組合負担等見込額	0	0		71,350	皆増	71,063	▲ 0.4	83,048	16.9
⑤退職手当負担見込額	6,910,712	6,409,969	▲ 7.2	6,097,262	▲ 4.9	5,744,453	▲ 5.8	5,198,912	▲ 9.5
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	88,667,244	87,520,847	▲ 1.3	84,720,054	▲ 3.2	81,492,396	▲ 3.8	77,681,981	▲ 4.7

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	23,435,710	25,985,325	10.9	29,115,383	12.0	28,927,317	▲ 0.6	29,883,640	3.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	3,217,913	2,946,092	▲ 8.4	2,632,203	▲ 10.7	2,367,015	▲ 10.1	2,027,067	▲ 14.4
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	58,619,292	58,110,389	▲ 0.9	55,505,591	▲ 4.5	52,533,014	▲ 5.4	49,665,931	▲ 5.5
充当可能財源等(B)	85,272,915	87,041,806	2.1	87,253,177	0.2	83,827,346	▲ 3.9	81,576,638	▲ 2.7

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	3,394,329	479,041	▲ 85.9	▲ 2,533,123	皆減	▲ 2,334,950		▲ 3,894,657	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

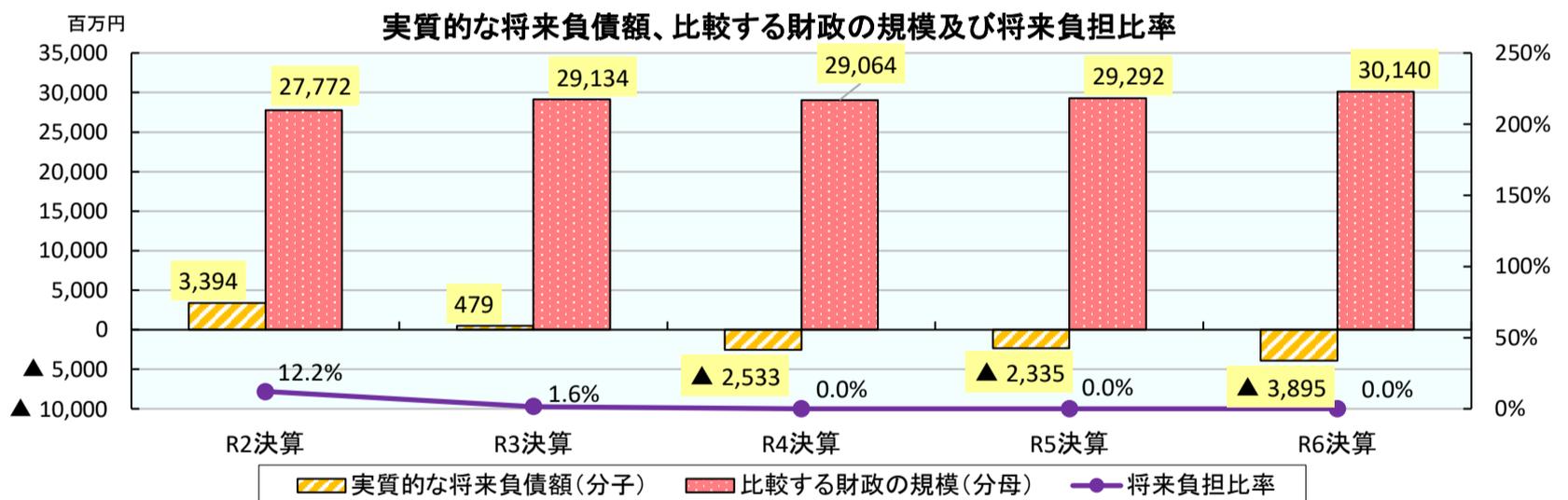
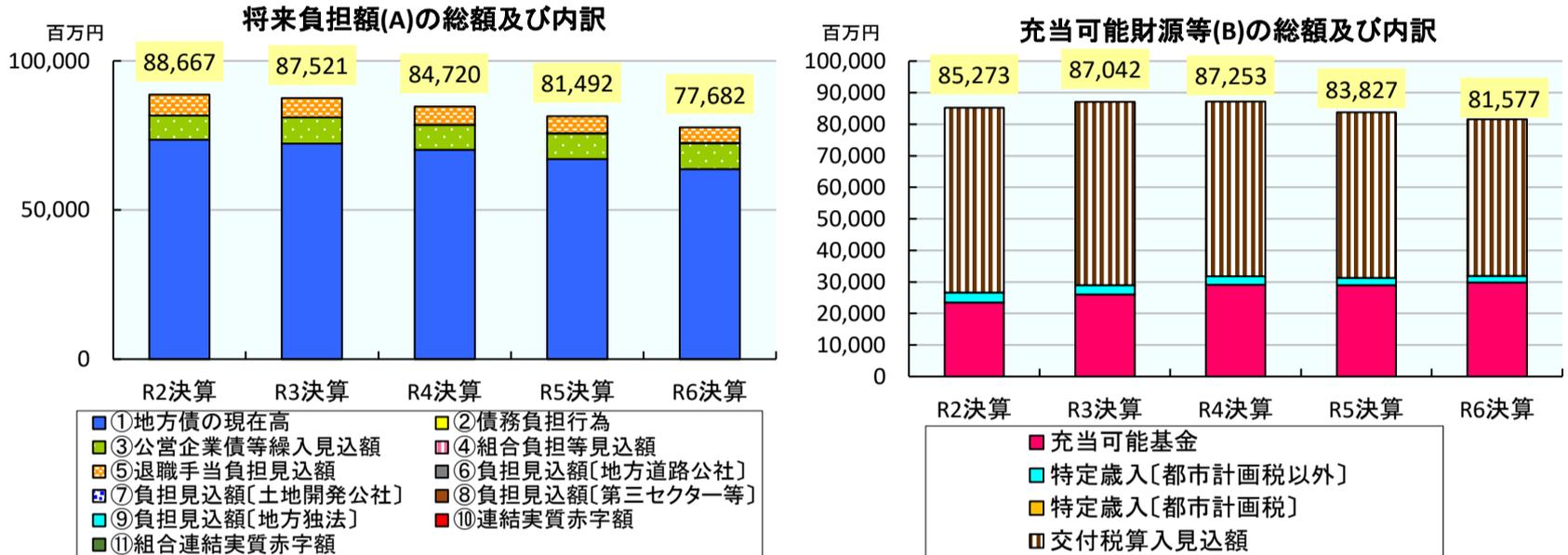
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	33,070,027	34,429,173	4.1	34,272,890	▲ 0.5	34,315,420	0.1	34,861,192	1.6
算入公債費等の額(D)	5,297,675	5,294,958	▲ 0.1	5,208,640	▲ 1.6	5,023,008	▲ 3.6	4,721,357	▲ 6.0

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	27,772,352	29,134,215	4.9	29,064,250	▲ 0.2	29,292,412	0.8	30,139,835	2.9

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = \text{---}
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	27,888,635	28,981,091	3.9	30,991,600	6.9	33,085,454	6.8	32,285,193	▲ 2.4
②債務負担行為	49,469	39,009	▲ 21.1	29,416	▲ 24.6	21,592	▲ 26.6	14,473	▲ 33.0
③公営企業債等繰入見込額	7,899,568	6,933,679	▲ 12.2	5,962,371	▲ 14.0	5,544,217	▲ 7.0	5,242,658	▲ 5.4
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	3,177,073	2,985,462	▲ 6.0	3,042,965	1.9	3,090,607	1.6	3,207,590	3.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	39,014,745	38,939,241	▲ 0.2	40,026,352	2.8	41,741,870	4.3	40,749,914	▲ 2.4

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	13,380,893	16,216,138	21.2	18,071,869	11.4	20,193,159	11.7	20,772,837	2.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	137,120	125,356	▲ 8.6	107,086	▲ 14.6	78,223	▲ 27.0	40,172	▲ 48.6
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	28,359,849	28,651,803	1.0	28,487,514	▲ 0.6	28,613,053	0.4	27,379,470	▲ 4.3
充当可能財源等(B)	41,877,862	44,993,297	7.4	46,666,469	3.7	48,884,435	4.8	48,192,479	▲ 1.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 2,863,117	▲ 6,054,056		▲ 6,640,117		▲ 7,142,565		▲ 7,442,565	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

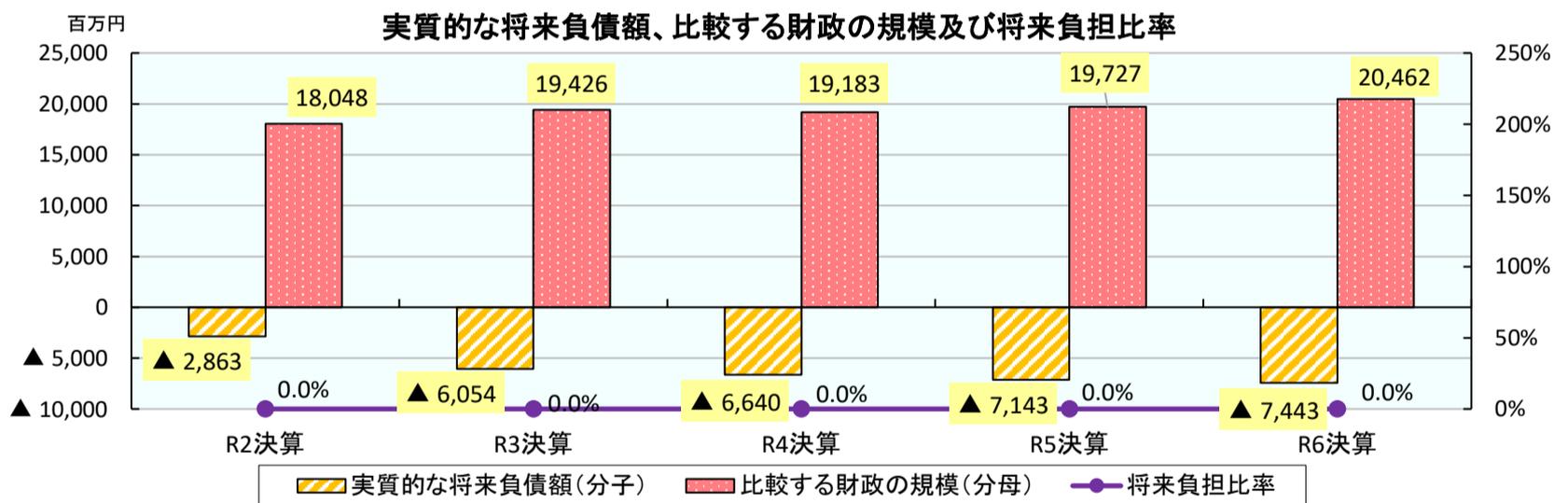
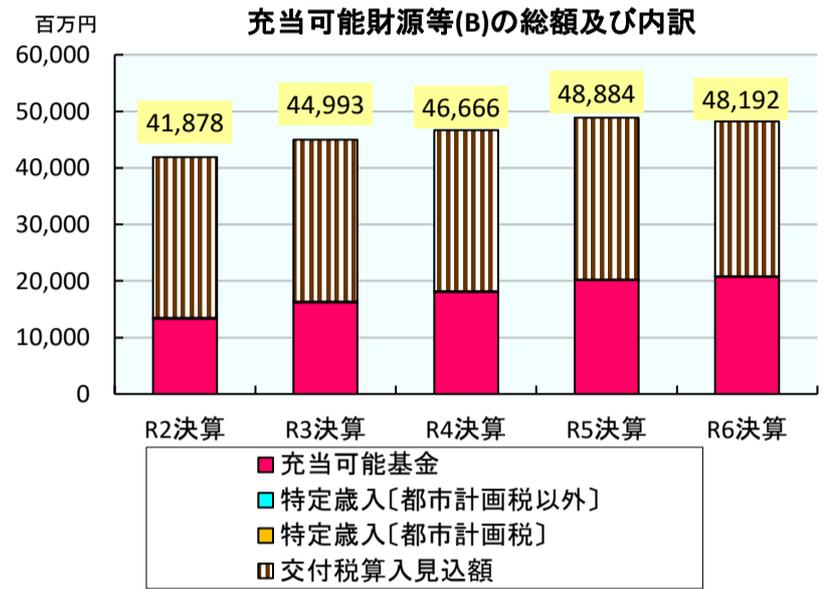
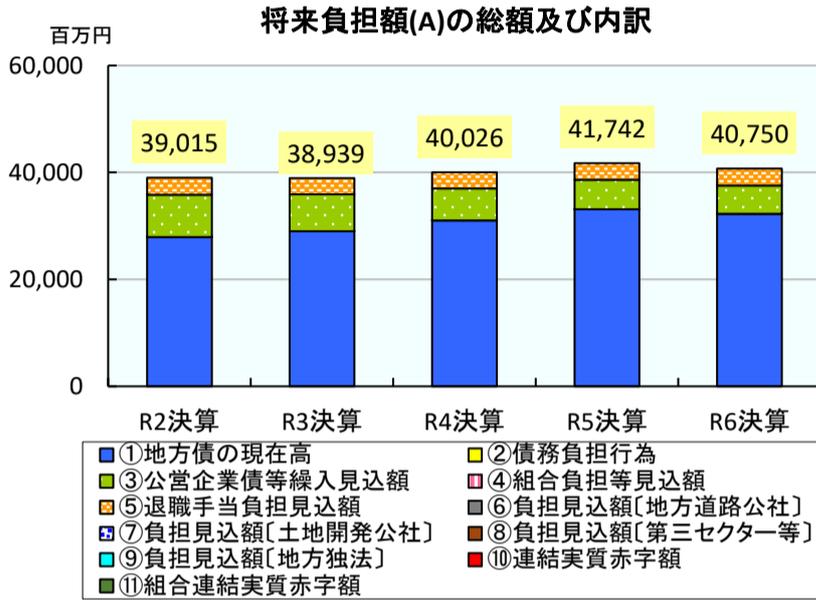
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	20,528,882	21,843,829	6.4	21,609,051	▲ 1.1	22,114,636	2.3	22,772,771	3.0
算入公債費等の額(D)	2,481,369	2,417,747	▲ 2.6	2,426,270	0.4	2,387,350	▲ 1.6	2,310,729	▲ 3.2

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	18,047,513	19,426,082	7.6	19,182,781	▲ 1.3	19,727,286	2.8	20,462,042	3.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ ①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・ ②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・ ③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・ ④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・ ⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・ ⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・ ⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・ ⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 21,804,817}{\text{標準財政規模(C)} \quad 9,233,949} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 26,565,708}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,409,506} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 4,760,891}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 7,824,443} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	12,500,974	12,206,481	▲ 2.4	11,084,526	▲ 9.2	10,895,297	▲ 1.7	10,614,465	▲ 2.6
②債務負担行為	5,758	0	皆減	0		0		1,920,000	皆増
③公営企業債等繰入見込額	8,691,325	7,799,895	▲ 10.3	7,036,004	▲ 9.8	6,709,176	▲ 4.6	6,354,344	▲ 5.3
④組合負担等見込額	73,515	77,126	4.9	76,507	▲ 0.8	65,477	▲ 14.4	108,329	65.4
⑤退職手当負担見込額	2,750,500	2,708,840	▲ 1.5	2,743,340	1.3	2,708,391	▲ 1.3	2,807,679	3.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	24,022,072	22,792,342	▲ 5.1	20,940,377	▲ 8.1	20,378,341	▲ 2.7	21,804,817	7.0

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	11,146,247	12,335,753	10.7	13,011,490	5.5	13,814,742	6.2	14,336,404	3.8
特定歳入〔都市計画税以外〕	699,350	849,102	21.4	742,816	▲ 12.5	589,073	▲ 20.7	576,101	▲ 2.2
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	13,837,214	13,183,815	▲ 4.7	12,421,295	▲ 5.8	12,162,477	▲ 2.1	11,653,203	▲ 4.2
充当可能財源等(B)	25,682,811	26,368,670	2.7	26,175,601	▲ 0.7	26,566,292	1.5	26,565,708	0.0

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,660,739	▲ 3,576,328		▲ 5,235,224		▲ 6,187,951		▲ 4,760,891	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

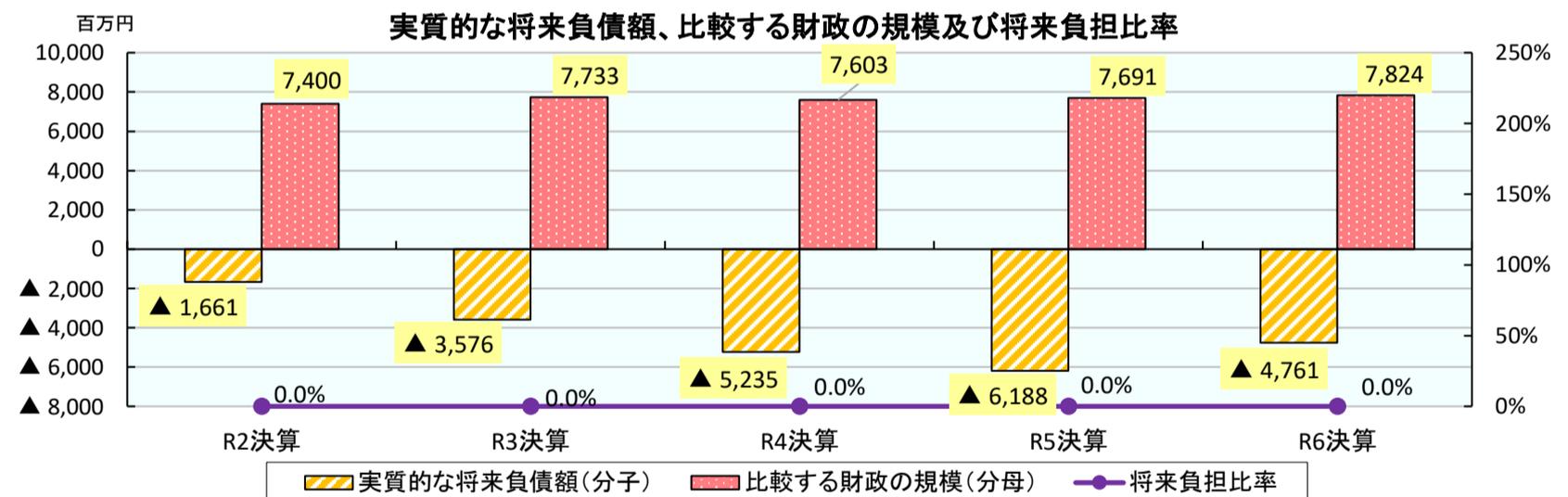
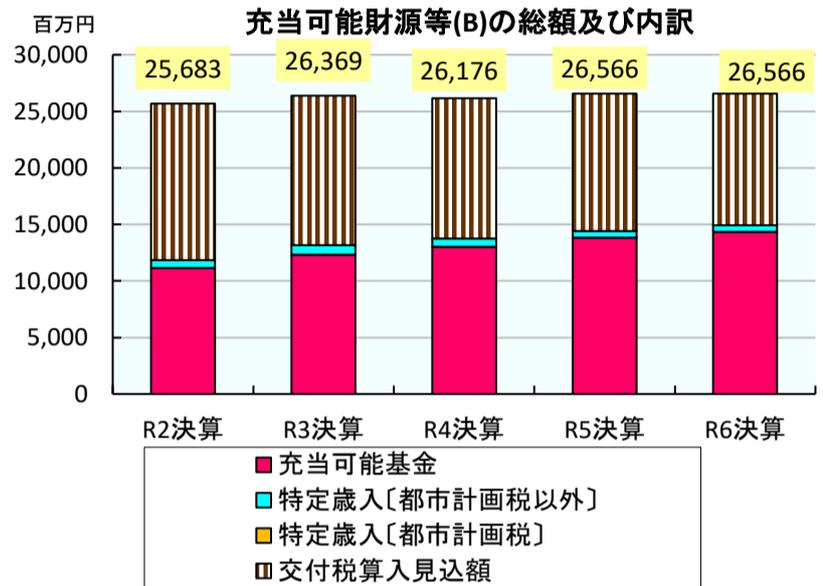
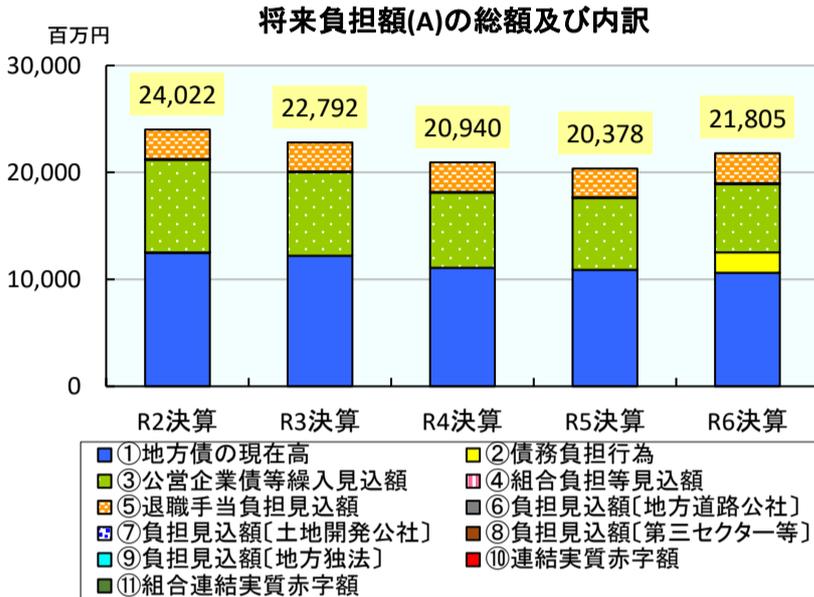
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	8,780,627	9,153,648	4.2	9,037,952	▲ 1.3	9,128,630	1.0	9,233,949	1.2
算入公債費等の額(D)	1,380,700	1,420,841	2.9	1,435,299	1.0	1,438,093	0.2	1,409,506	▲ 2.0

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	7,399,927	7,732,807	4.5	7,602,653	▲ 1.7	7,690,537	1.2	7,824,443	1.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	71.6 %	68.4 %	54.1 %	39.3 %	30.7 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)}}{\text{標準財政規模(C)}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)}}{\text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 30.7\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	15,630,467	16,107,033	3.0	15,708,566	▲ 2.5	14,916,287	▲ 5.0	14,407,754	▲ 3.4
②債務負担行為	690	239	▲ 65.4	0	皆減	0		0	
③公営企業債等繰入見込額	4,994,540	4,905,832	▲ 1.8	4,871,026	▲ 0.7	4,752,909	▲ 2.4	4,565,530	▲ 3.9
④組合負担等見込額	30,152	25,311	▲ 16.1	108,931	330.4	86,173	▲ 20.9	180,183	109.1
⑤退職手当負担見込額	2,029,717	1,989,588	▲ 2.0	2,060,742	3.6	2,107,209	2.3	2,093,793	▲ 0.6
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	22,685,566	23,028,003	1.5	22,749,265	▲ 1.2	21,862,578	▲ 3.9	21,247,260	▲ 2.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	3,834,090	4,342,340	13.3	5,770,036	32.9	6,483,190	12.4	7,030,619	8.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	779,740	647,807	▲ 16.9	537,520	▲ 17.0	421,324	▲ 21.6	342,315	▲ 18.8
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	12,689,952	12,681,852	▲ 0.1	12,294,051	▲ 3.1	11,927,414	▲ 3.0	11,459,425	▲ 3.9
充当可能財源等(B)	17,303,782	17,671,999	2.1	18,601,607	5.3	18,831,928	1.2	18,832,359	0.0

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	5,381,784	5,356,004	▲ 0.5	4,147,658	▲ 22.6	3,030,650	▲ 26.9	2,414,901	▲ 20.3

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

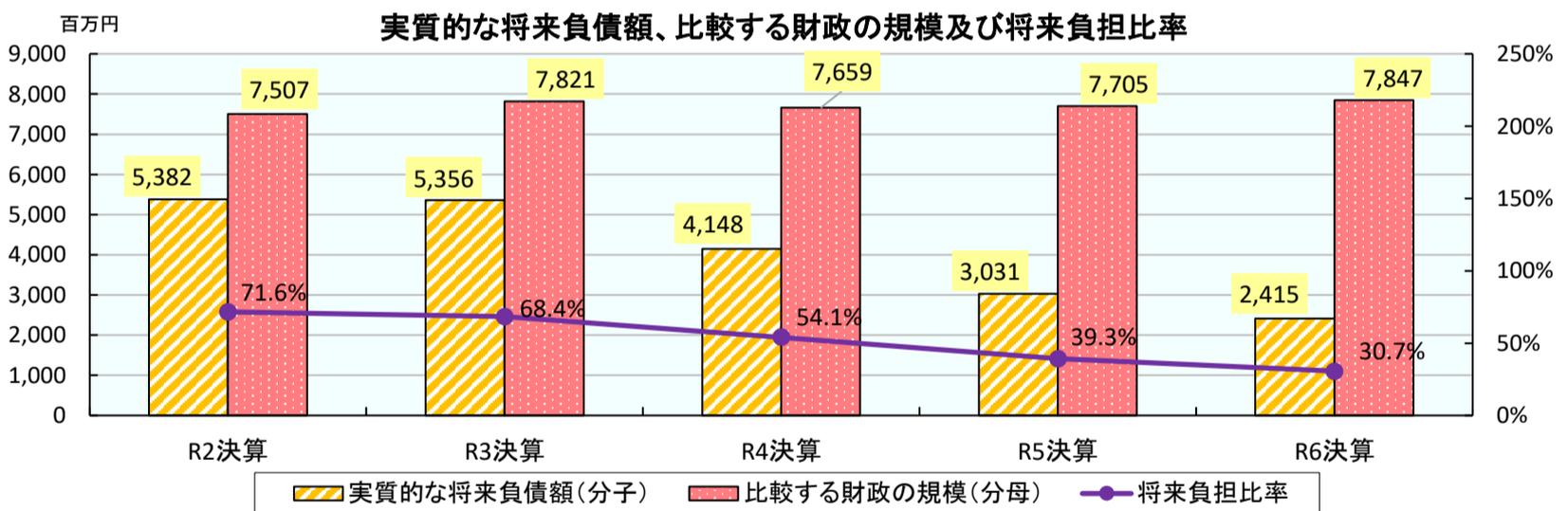
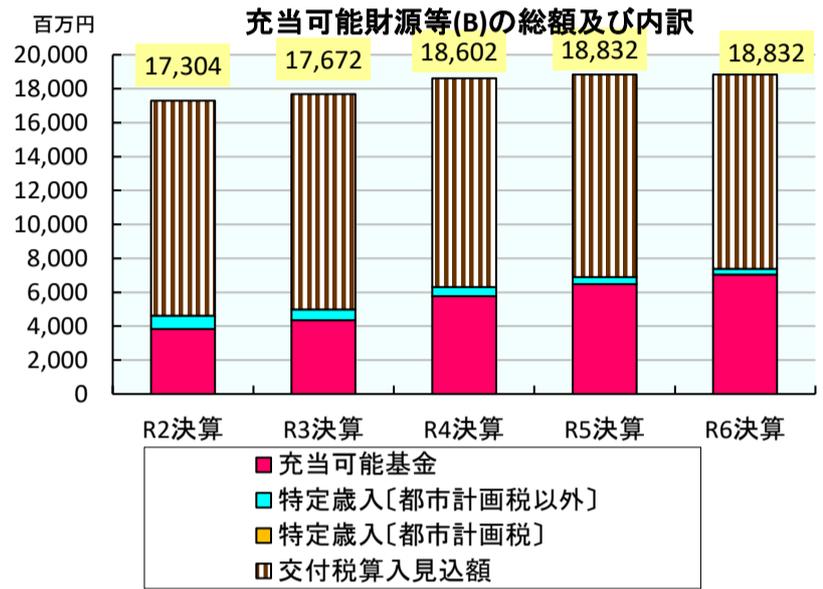
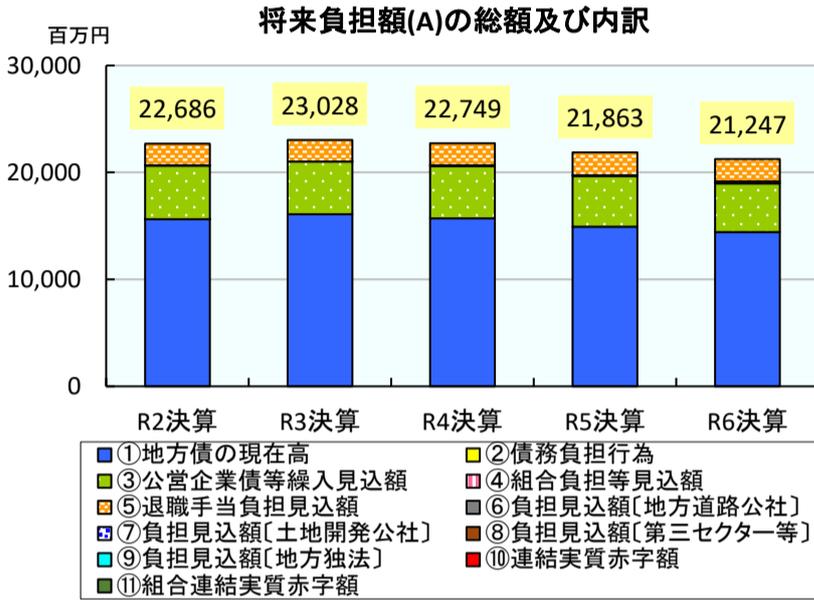
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	8,387,014	8,666,882	3.3	8,536,850	▲ 1.5	8,618,891	1.0	8,755,241	1.6
算入公債費等の額(D)	880,387	846,058	▲ 3.9	877,771	3.7	914,053	4.1	908,104	▲ 0.7

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	7,506,627	7,820,824	4.2	7,659,079	▲ 2.1	7,704,838	0.6	7,847,137	1.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 22,979,663}{\text{標準財政規模(C)} \quad 21,759,463} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 48,003,045}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 2,425,129} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 25,023,382}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 19,334,334} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	22,130,518	20,162,336	▲ 8.9	18,692,690	▲ 7.3	17,831,855	▲ 4.6	18,052,637	1.2
②債務負担行為	445,431	457,609	2.7	555,768	21.5	652,907	17.5	763,288	16.9
③公営企業債等繰入見込額	3,450,493	3,272,297	▲ 5.2	3,033,056	▲ 7.3	2,842,996	▲ 6.3	2,341,268	▲ 17.6
④組合負担等見込額	3,192,650	2,816,447	▲ 11.8	2,439,197	▲ 13.4	2,152,075	▲ 11.8	1,768,600	▲ 17.8
⑤退職手当負担見込額	465,480	303,929	▲ 34.7	173,991	▲ 42.8	183,859	5.7	53,870	▲ 70.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0			皆増
将来負担額(A)	29,684,572	27,012,618	▲ 9.0	24,894,702	▲ 7.8	23,663,692	▲ 4.9	22,979,663	▲ 2.9

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	12,801,705	12,635,293	▲ 1.3	14,821,909	17.3	15,733,370	6.1	16,924,533	7.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	558,347	405,065	▲ 27.5	297,354	▲ 26.6	215,759	▲ 27.4	244,408	13.3
特定歳入〔都市計画税〕	5,518,623	5,416,002	▲ 1.9	5,058,085	▲ 6.6	4,884,136	▲ 3.4	5,004,389	2.5
交付税算入見込額	30,032,784	29,430,103	▲ 2.0	28,039,944	▲ 4.7	26,263,873	▲ 6.3	25,829,715	▲ 1.7
充当可能財源等(B)	48,911,459	47,886,463	▲ 2.1	48,217,292	0.7	47,097,138	▲ 2.3	48,003,045	1.9

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 19,226,887	▲ 20,873,845		▲ 23,322,590		▲ 23,433,446		▲ 25,023,382	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

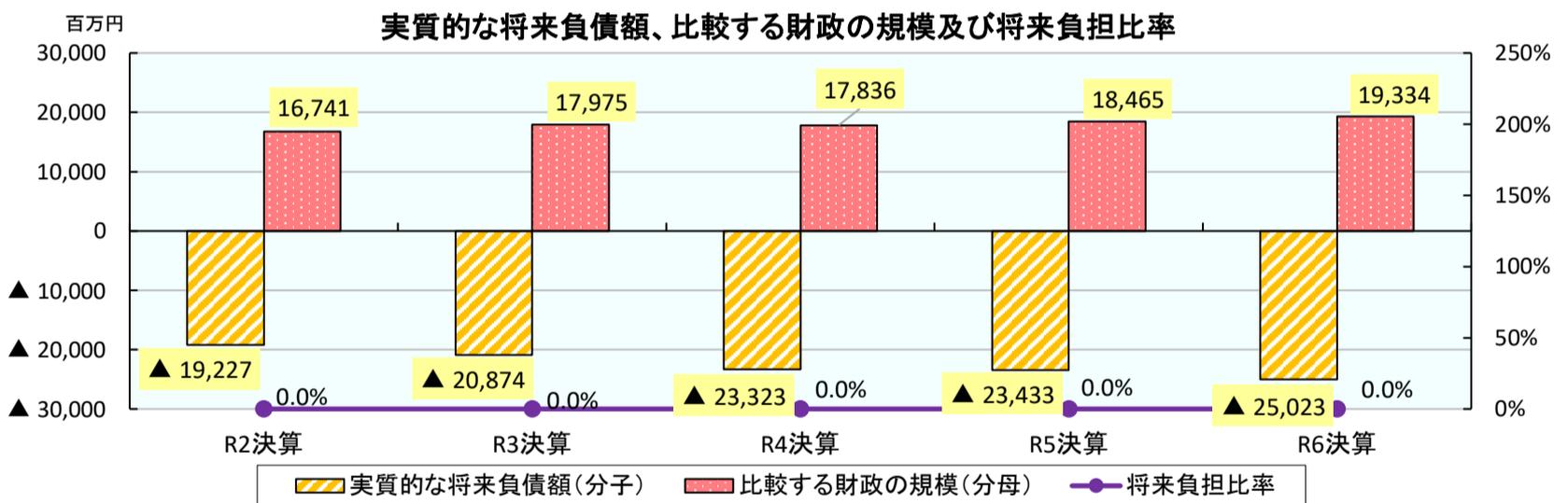
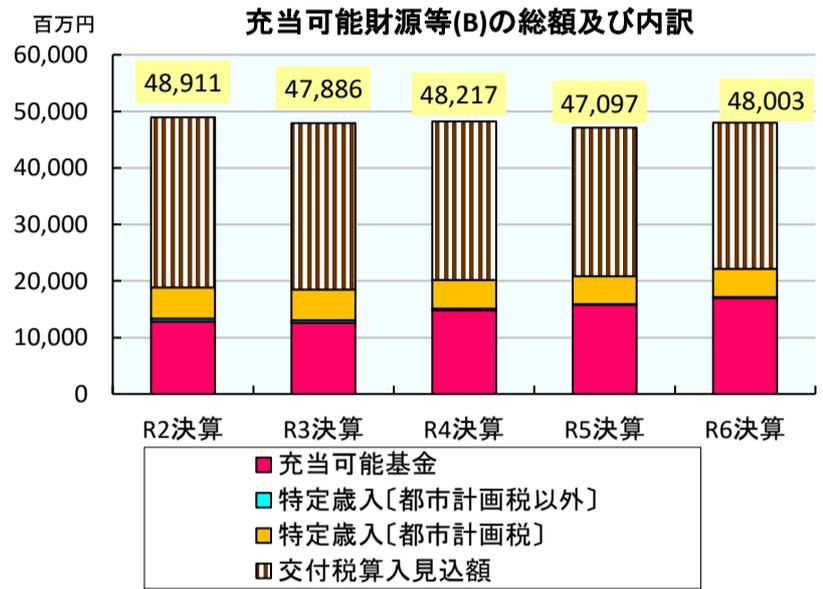
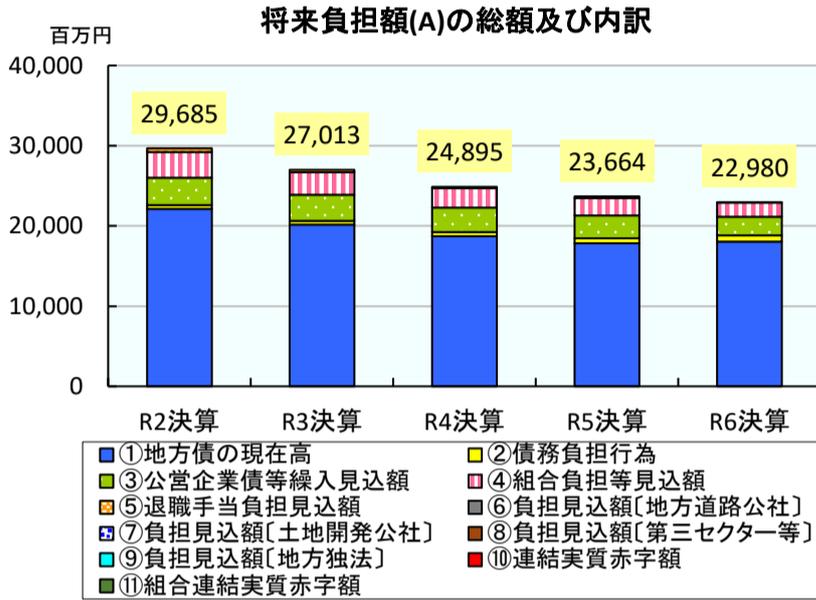
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	19,300,684	20,484,744	6.1	20,370,484	▲ 0.6	20,952,705	2.9	21,759,463	3.9
算入公債費等の額(D)	2,559,364	2,509,884	▲ 1.9	2,534,366	1.0	2,487,456	▲ 1.9	2,425,129	▲ 2.5

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	16,741,320	17,974,860	7.4	17,836,118	▲ 0.8	18,465,249	3.5	19,334,334	4.7

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	29.0 %	18.9 %	12.1 %	12.5 %	11.8 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 11.8\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	47,393,766	47,611,213	0.5	45,610,887	▲ 4.2	46,707,903	2.4	45,409,991	▲ 2.8
②債務負担行為	22,684	22,684	0.0	19,146	▲ 15.6	19,146	0.0	19,146	0.0
③公営企業債等繰入見込額	13,048,855	13,050,435	0.0	12,902,853	▲ 1.1	12,463,852	▲ 3.4	12,657,487	1.6
④組合負担等見込額	0	0		0		206,630	皆増	205,114	▲ 0.7
⑤退職手当負担見込額	7,779,213	7,616,025	▲ 2.1	7,294,222	▲ 4.2	7,234,454	▲ 0.8	6,877,621	▲ 4.9
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		3,230	皆増	0	皆減	0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	68,244,518	68,300,357	0.1	65,830,338	▲ 3.6	66,631,985	1.2	65,169,359	▲ 2.2

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	8,592,359	10,903,887	26.9	11,395,960	4.5	11,444,307	0.4	11,683,754	2.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	5,197,581	4,773,243	▲ 8.2	4,040,865	▲ 15.3	3,435,959	▲ 15.0	2,578,395	▲ 25.0
特定歳入〔都市計画税〕	2,495,090	2,435,981	▲ 2.4	2,348,470	▲ 3.6	2,269,749	▲ 3.4	2,311,716	1.8
交付税算入見込額	45,109,282	45,550,188	1.0	45,154,509	▲ 0.9	46,450,914	2.9	45,693,119	▲ 1.6
充当可能財源等(B)	61,394,312	63,663,299	3.7	62,939,804	▲ 1.1	63,600,929	1.1	62,266,984	▲ 2.1

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	6,850,206	4,637,058	▲ 32.3	2,890,534	▲ 37.7	3,031,056	4.9	2,902,375	▲ 4.2

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

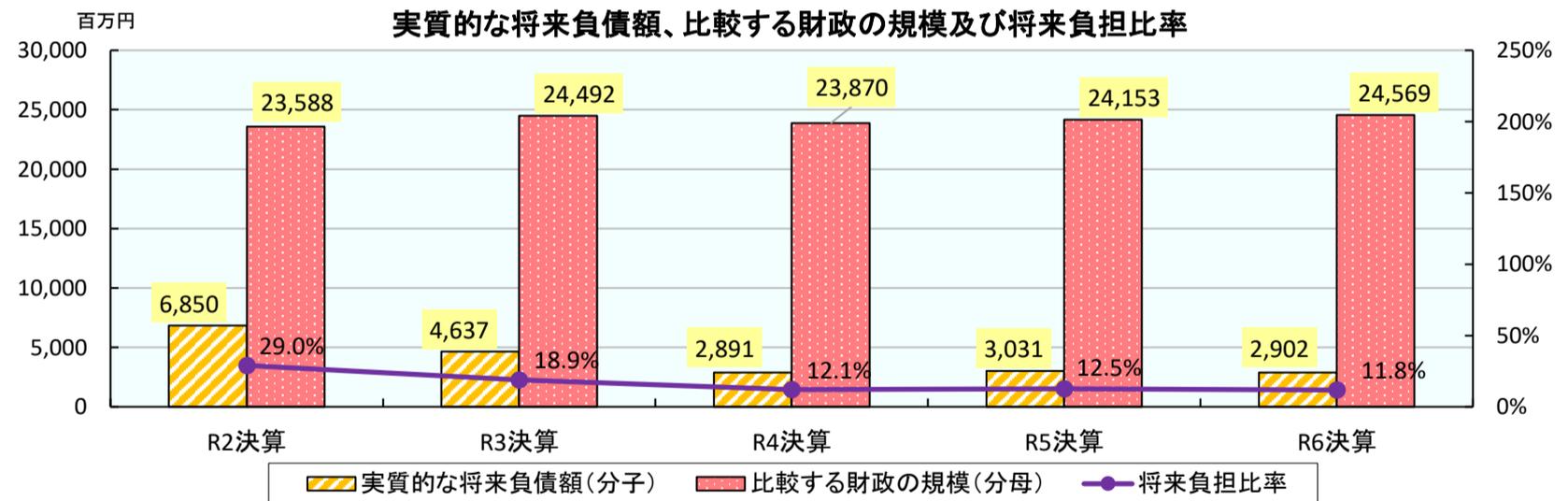
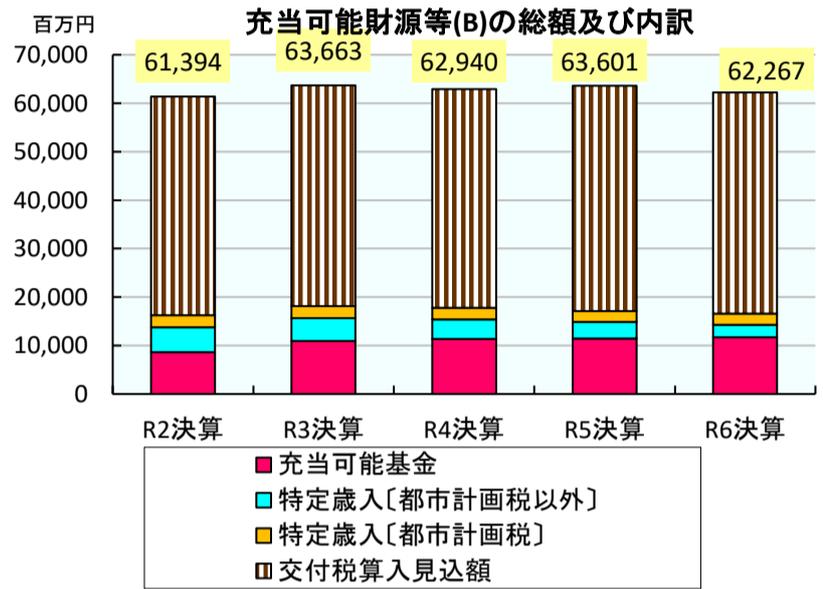
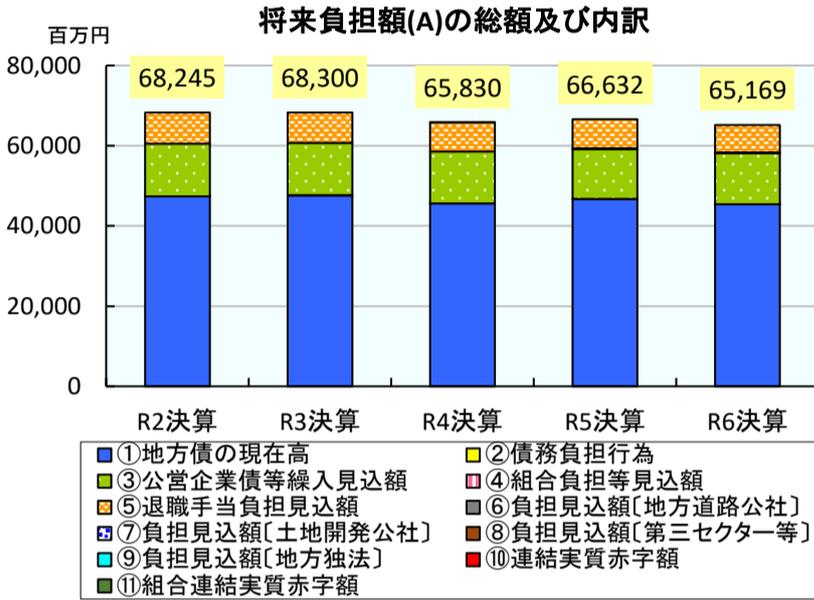
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	27,806,819	28,741,163	3.4	28,117,517	▲ 2.2	28,529,825	1.5	28,765,195	0.8
算入公債費等の額(D)	4,219,093	4,248,840	0.7	4,248,007	0.0	4,376,624	3.0	4,195,793	▲ 4.1

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	23,587,726	24,492,323	3.8	23,869,510	▲ 2.5	24,153,201	1.2	24,569,402	1.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	23.6 %	18.7 %	4.0 %	—	11.9 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 26,371,180 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 13,290,565 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 24,940,300 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 1,286,010 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ 1,430,880 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 12,004,555 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} \\ 11.9\% \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	18,461,298	18,199,153	▲ 1.4	17,328,416	▲ 4.8	16,689,119	▲ 3.7	16,763,778	0.4
②債務負担行為	394,590	407,818	3.4	381,383	▲ 6.5	354,706	▲ 7.0	2,127,699	499.8
③公営企業債等繰入見込額	5,222,754	6,637,384	27.1	6,314,508	▲ 4.9	6,187,525	▲ 2.0	5,710,027	▲ 7.7
④組合負担等見込額	589,792	320,940	▲ 45.6	186,844	▲ 41.8	284,238	52.1	887,998	212.4
⑤退職手当負担見込額	913,107	1,051,451	15.2	990,408	▲ 5.8	889,817	▲ 10.2	881,678	▲ 0.9
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	25,581,541	26,616,746	4.0	25,201,559	▲ 5.3	24,405,405	▲ 3.2	26,371,180	8.1

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	4,617,461	6,189,242	34.0	6,870,456	11.0	7,580,950	10.3	7,704,111	1.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	338,228	339,808	0.5	357,127	5.1	433,441	21.4	489,180	12.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	18,147,915	17,969,509	▲ 1.0	17,513,096	▲ 2.5	17,027,426	▲ 2.8	16,747,009	▲ 1.6
充当可能財源等(B)	23,103,604	24,498,559	6.0	24,740,679	1.0	25,041,817	1.2	24,940,300	▲ 0.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	2,477,937	2,118,187	▲ 14.5	460,880	▲ 78.2	▲ 636,412	皆減	1,430,880	皆増

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

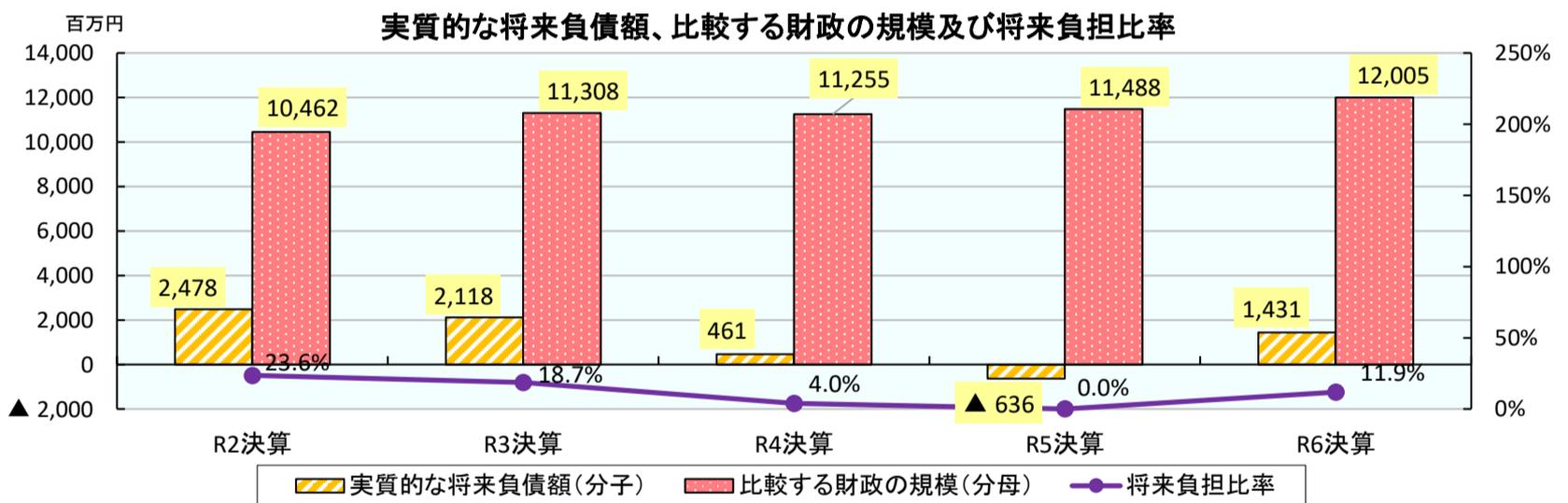
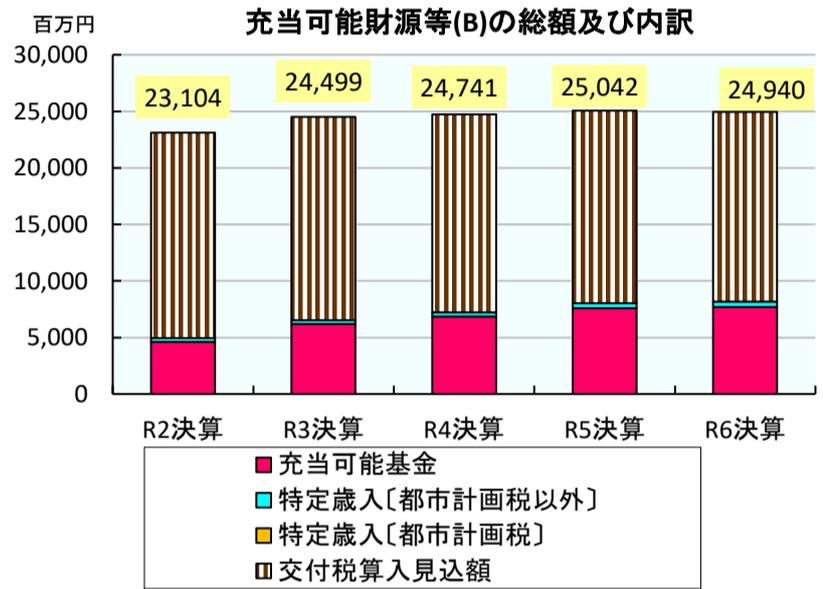
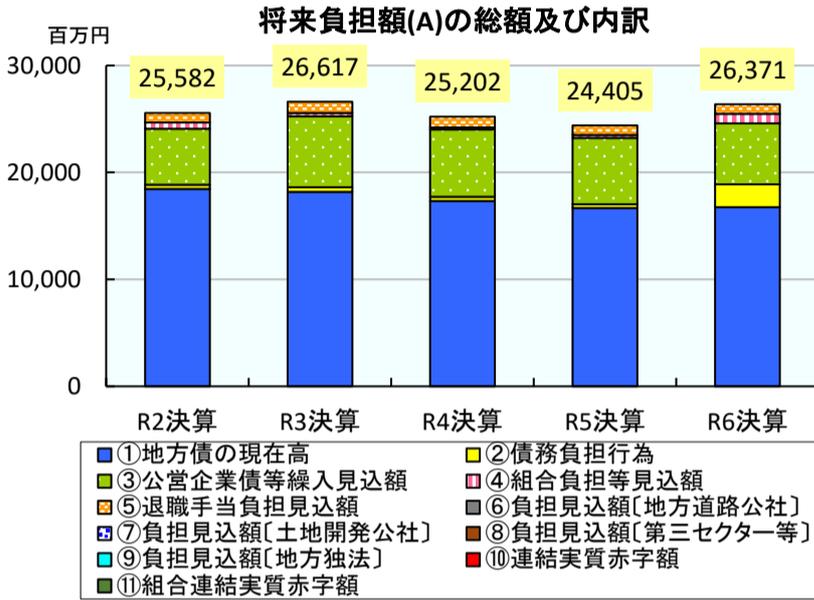
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	12,040,601	12,796,359	6.3	12,716,050	▲ 0.6	12,908,106	1.5	13,290,565	3.0
算入公債費等の額(D)	1,578,806	1,488,131	▲ 5.7	1,461,036	▲ 1.8	1,420,128	▲ 2.8	1,286,010	▲ 9.4

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	10,461,795	11,308,228	8.1	11,255,014	▲ 0.5	11,487,978	2.1	12,004,555	4.5

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 29,785,001}{\text{標準財政規模(C)} \quad 22,125,838} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 47,770,987}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 2,334,803} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 17,985,986}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 19,791,035} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	27,750,067	27,286,208	▲ 1.7	25,667,500	▲ 5.9	24,097,019	▲ 6.1	23,440,117	▲ 2.7
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	1,866,192	1,778,712	▲ 4.7	1,805,292	1.5	1,719,433	▲ 4.8	1,530,612	▲ 11.0
④組合負担等見込額	3,168,325	2,798,917	▲ 11.7	2,425,529	▲ 13.3	2,151,061	▲ 11.3	1,775,443	▲ 17.5
⑤退職手当負担見込額	2,827,938	2,839,170	0.4	2,814,120	▲ 0.9	3,006,647	6.8	3,038,829	1.1
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	35,612,522	34,703,007	▲ 2.6	32,712,441	▲ 5.7	30,974,160	▲ 5.3	29,785,001	▲ 3.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	14,825,887	17,073,743	15.2	19,189,789	12.4	20,134,028	4.9	20,464,278	1.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,270,075	1,233,206	▲ 2.9	1,162,014	▲ 5.8	1,287,310	10.8	1,410,759	9.6
特定歳入〔都市計画税〕	2,732,648	2,762,667	1.1	2,913,768	5.5	2,728,467	▲ 6.4	2,427,297	▲ 11.0
交付税算入見込額	28,201,097	28,613,376	1.5	27,089,446	▲ 5.3	25,333,254	▲ 6.5	23,468,653	▲ 7.4
充当可能財源等(B)	47,029,707	49,682,992	5.6	50,355,017	1.4	49,483,059	▲ 1.7	47,770,987	▲ 3.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 11,417,185	▲ 14,979,985		▲ 17,642,576		▲ 18,508,899		▲ 17,985,986	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

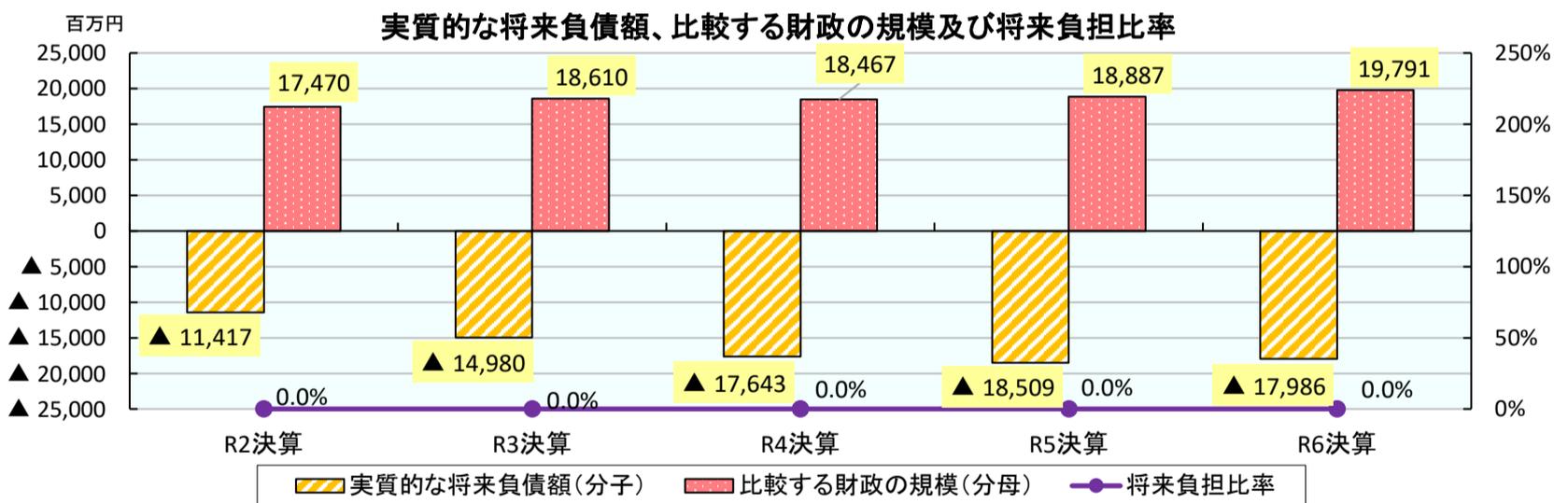
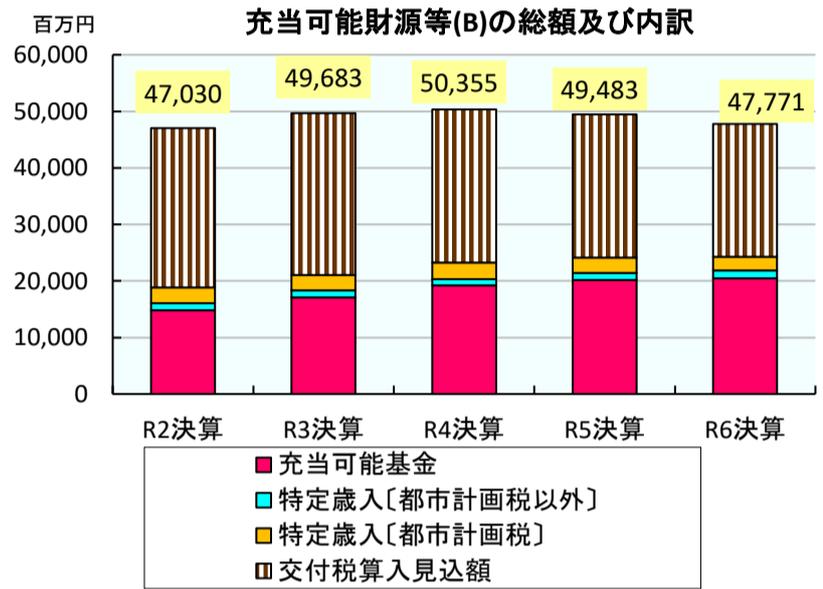
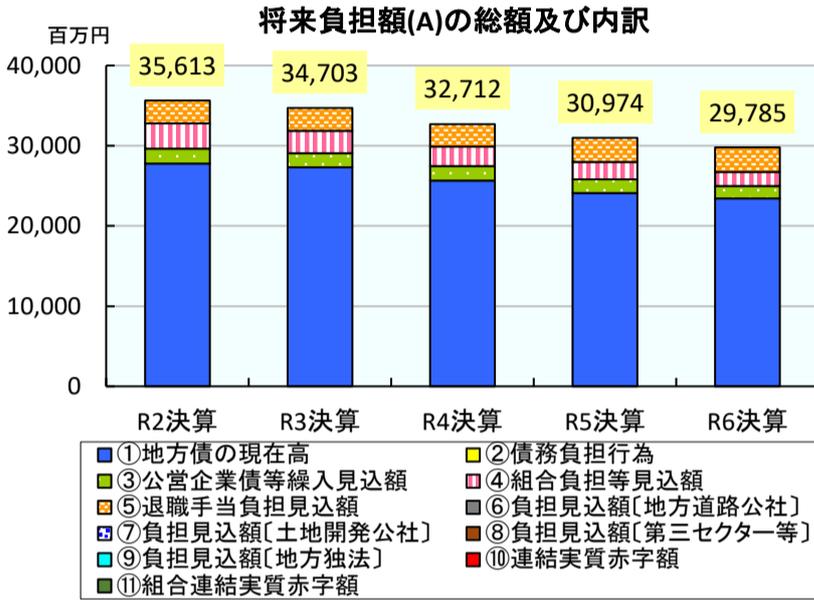
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	19,874,837	20,991,757	5.6	20,838,758	▲ 0.7	21,304,903	2.2	22,125,838	3.9
算入公債費等の額(D)	2,404,965	2,381,579	▲ 1.0	2,371,495	▲ 0.4	2,418,042	2.0	2,334,803	▲ 3.4

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	17,469,872	18,610,178	6.5	18,467,263	▲ 0.8	18,886,861	2.3	19,791,035	4.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	—	—	7.1 %	11.5 %	16.1 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 33,344,695}{\text{標準財政規模(C)} \quad 12,974,909} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 31,587,672}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 2,115,178} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 1,757,023}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 10,859,731} = 16.1\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	25,351,617	24,220,014	▲ 4.5	28,374,149	17.2	28,251,437	▲ 0.4	28,516,029	0.9
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	745,509	568,702	▲ 23.7	515,284	▲ 9.4	460,490	▲ 10.6	382,043	▲ 17.0
④組合負担等見込額	0	0		28,266	皆増	28,600	1.2	33,663	17.7
⑤退職手当負担見込額	4,502,248	4,440,783	▲ 1.4	4,436,094	▲ 0.1	4,467,241	0.7	4,412,960	▲ 1.2
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	30,599,374	29,229,499	▲ 4.5	33,353,793	14.1	33,207,768	▲ 0.4	33,344,695	0.4

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	10,398,273	10,734,852	3.2	10,335,379	▲ 3.7	9,961,806	▲ 3.6	9,590,520	▲ 3.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	546,646	474,303	▲ 13.2	396,809	▲ 16.3	368,999	▲ 7.0	355,351	▲ 3.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	19,964,600	19,043,735	▲ 4.6	21,864,476	14.8	21,657,475	▲ 0.9	21,641,801	▲ 0.1
充当可能財源等(B)	30,909,519	30,252,890	▲ 2.1	32,596,664	7.7	31,988,280	▲ 1.9	31,587,672	▲ 1.3

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 310,145	▲ 1,023,391		757,129	皆増	1,219,488	61.1	1,757,023	44.1

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

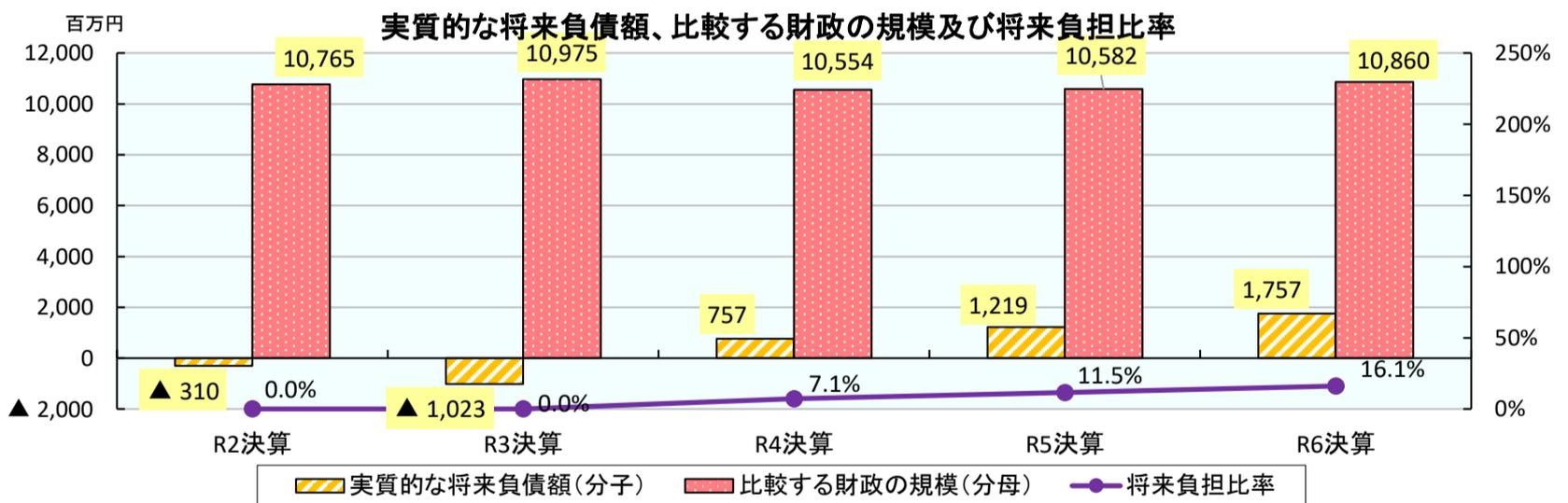
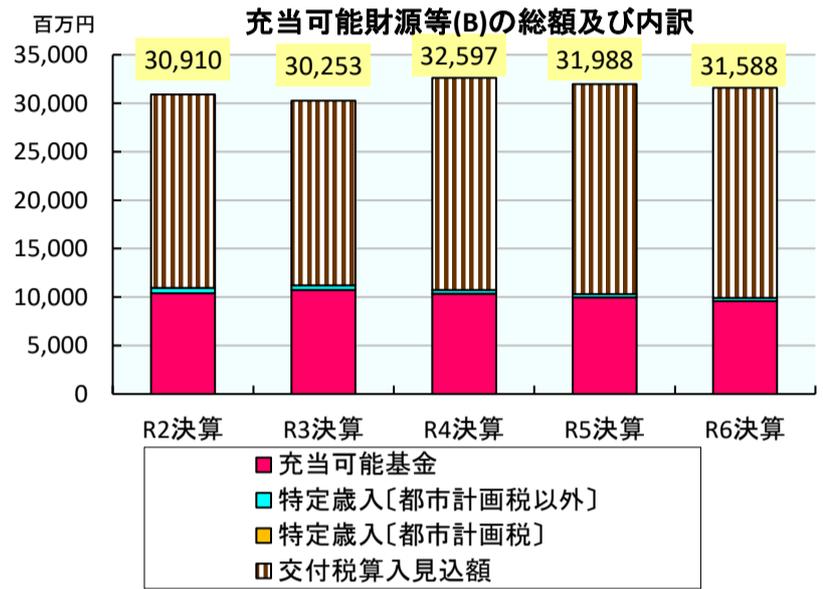
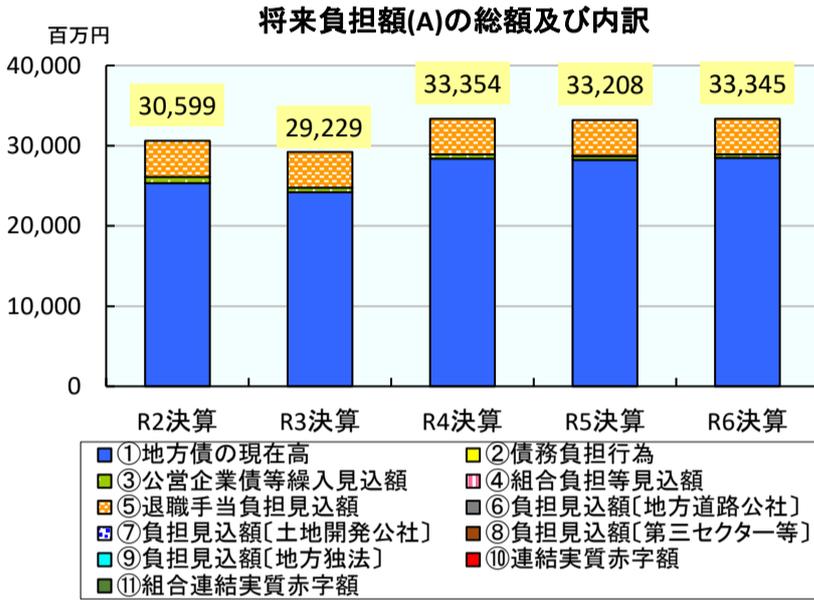
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	12,664,004	13,059,656	3.1	12,618,215	▲ 3.4	12,595,621	▲ 0.2	12,974,909	3.0
算入公債費等の額(D)	1,898,613	2,084,485	9.8	2,064,082	▲ 1.0	2,013,212	▲ 2.5	2,115,178	5.1

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	10,765,391	10,975,171	1.9	10,554,133	▲ 3.8	10,582,409	0.3	10,859,731	2.6

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	161.6 %	150.0 %	147.2 %	143.2 %	143.0 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

令和6年度 将来負担比率	=	将来負担額(A)	-	充当可能財源等(B)	=	実質的な将来負債額(分子)	=	143.0%
		1,370,659,527		1,002,308,265		368,351,262		
		標準財政規模(C)	-	算入公債費等の額(D)		比較する財政の規模(分母)		
		292,156,624		34,580,545		257,576,079		

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳 (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	1,199,142,560	1,217,167,179	1.5	1,219,023,609	0.2	1,228,790,897	0.8	1,236,266,902	0.6
②債務負担行為	1,151,752	898,427	▲ 22.0	710,793	▲ 20.9	422,757	▲ 40.5	292,797	▲ 30.7
③公営企業債等繰入見込額	61,840,668	60,034,190	▲ 2.9	64,149,190	6.9	53,317,358	▲ 16.9	60,634,881	13.7
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	74,162,871	73,880,005	▲ 0.4	68,824,537	▲ 6.8	71,152,508	3.4	70,716,825	▲ 0.6
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	1,867,413	884,904	▲ 52.6	699,014	▲ 21.0	738,360	5.6	934,328	26.5
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		1,813,794	皆増
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	1,338,165,264	1,352,864,705	1.1	1,353,407,143	0.0	1,354,421,880	0.1	1,370,659,527	1.2

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	196,291,143	223,706,033	14.0	237,700,610	6.3	257,984,320	8.5	267,205,296	3.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	47,802,878	44,050,550	▲ 7.8	42,539,737	▲ 3.4	41,361,757	▲ 2.8	42,043,349	1.6
特定歳入〔都市計画税〕	143,848,904	144,366,156	0.4	158,359,039	9.7	152,265,298	▲ 3.8	162,532,673	6.7
交付税算入見込額	553,133,065	556,891,514	0.7	550,937,053	▲ 1.1	542,969,570	▲ 1.4	530,526,947	▲ 2.3
充当可能財源等(B)	941,075,990	969,014,253	3.0	989,536,439	2.1	994,580,945	0.5	1,002,308,265	0.8

○ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	397,089,274	383,850,452	▲ 3.3	363,870,704	▲ 5.2	359,840,935	▲ 1.1	368,351,262	2.4

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

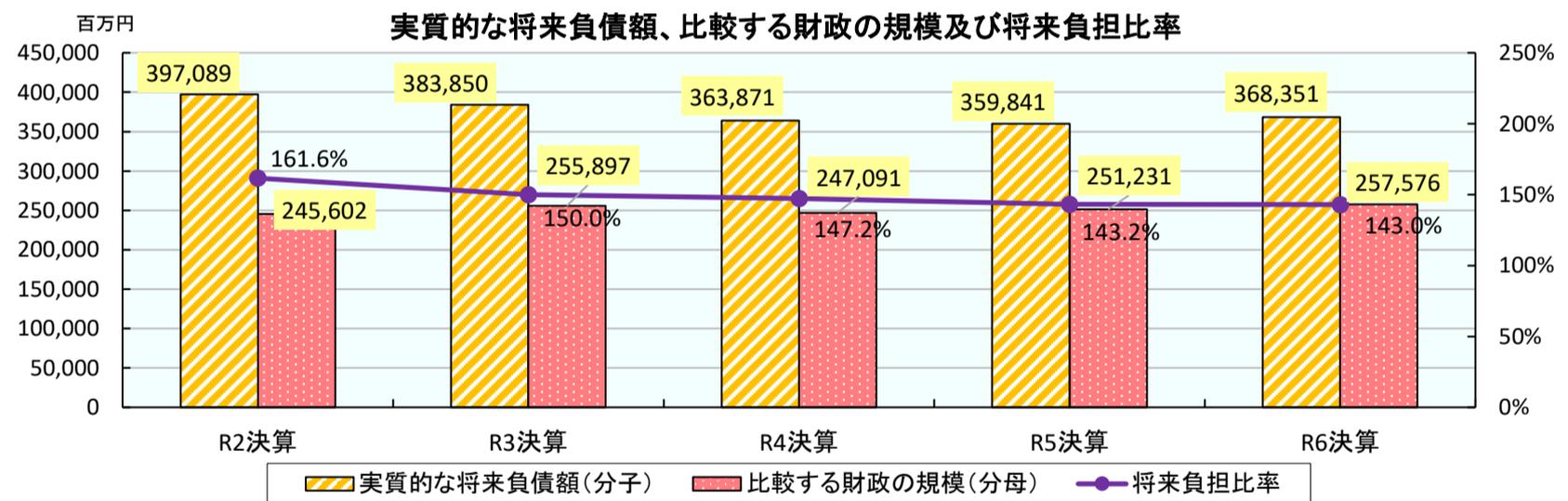
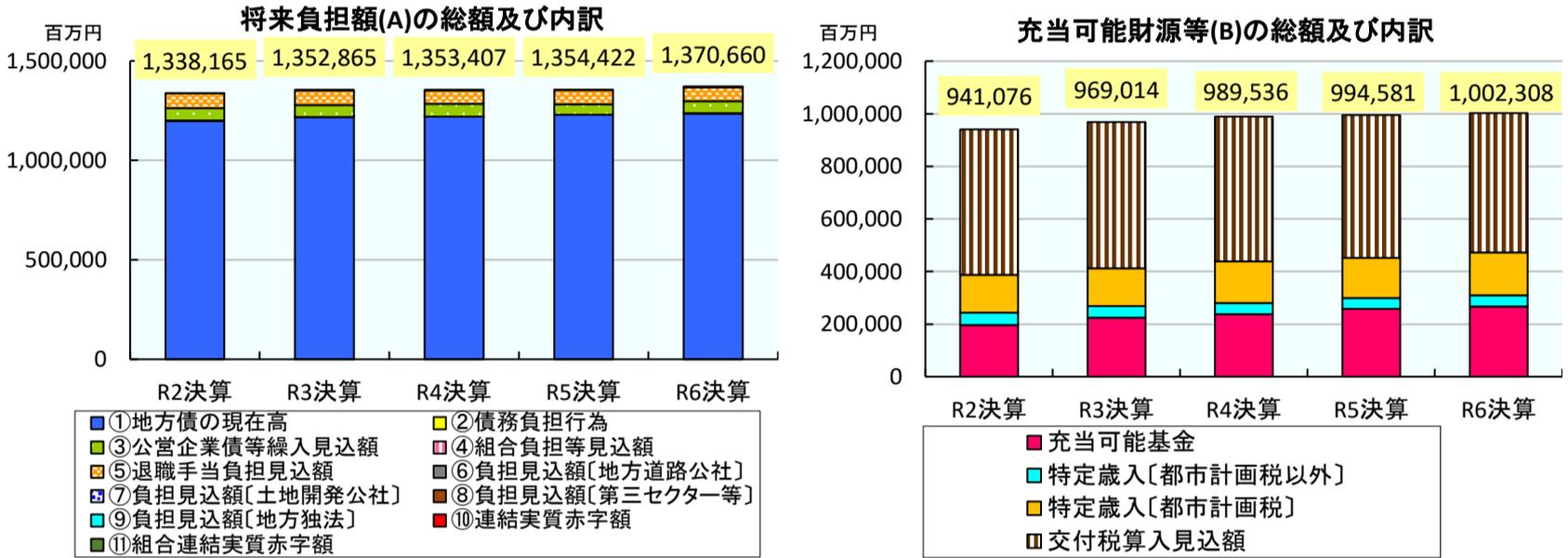
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	283,149,895	292,777,085	3.4	283,019,933	▲ 3.3	287,670,566	1.6	292,156,624	1.6
算入公債費等の額(D)	37,547,420	36,879,746	▲ 1.8	35,928,617	▲ 2.6	36,439,501	1.4	34,580,545	▲ 5.1

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	245,602,475	255,897,339	4.2	247,091,316	▲ 3.4	251,231,065	1.7	257,576,079	2.5

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	23.7 %	14.3 %	5.2 %	3.8 %	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \quad (\text{単位: 千円、\%}) \\
 \hline
 = \frac{165,103,850 - 165,137,345}{75,079,508 - 10,121,068} = \frac{\blacktriangle 33,495}{64,958,440} = \text{—}
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位: 千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	141,907,076	137,909,484	▲ 2.8	131,824,024	▲ 4.4	127,764,825	▲ 3.1	121,987,045	▲ 4.5
②債務負担行為	1,743,720	1,511,838	▲ 13.3	1,512,103	0.0	1,453,978	▲ 3.8	399,250	▲ 72.5
③公営企業債等繰入見込額	25,260,882	25,239,971	▲ 0.1	25,078,327	▲ 0.6	25,976,353	3.6	27,030,879	4.1
④組合負担等見込額	2,207,320	1,950,402	▲ 11.6	1,731,805	▲ 11.2	1,317,131	▲ 23.9	1,128,559	▲ 14.3
⑤退職手当負担見込額	14,523,428	14,379,337	▲ 1.0	14,091,590	▲ 2.0	14,331,372	1.7	14,428,681	0.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	170,288	152,085	▲ 10.7	148,122	▲ 2.6	152,367	2.9	129,436	▲ 15.0
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	185,812,714	181,143,117	▲ 2.5	174,385,971	▲ 3.7	170,996,026	▲ 1.9	165,103,850	▲ 3.4

○ 充当可能財源等(B)

(単位: 千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	18,820,070	21,855,539	16.1	23,050,710	5.5	21,862,958	▲ 5.2	22,025,861	0.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	4,992,229	4,650,001	▲ 6.9	4,352,207	▲ 6.4	4,492,359	3.2	4,389,448	▲ 2.3
特定歳入〔都市計画税〕	22,760,542	22,891,106	0.6	24,621,940	7.6	26,377,030	7.1	28,079,467	6.5
交付税算入見込額	124,981,221	122,720,744	▲ 1.8	119,137,715	▲ 2.9	115,852,320	▲ 2.8	110,642,569	▲ 4.5
充当可能財源等(B)	171,554,062	172,117,390	0.3	171,162,572	▲ 0.6	168,584,667	▲ 1.5	165,137,345	▲ 2.0

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位: 千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	14,258,652	9,025,727	▲ 36.7	3,223,399	▲ 64.3	2,411,359	▲ 25.2	▲ 33,495	皆減

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

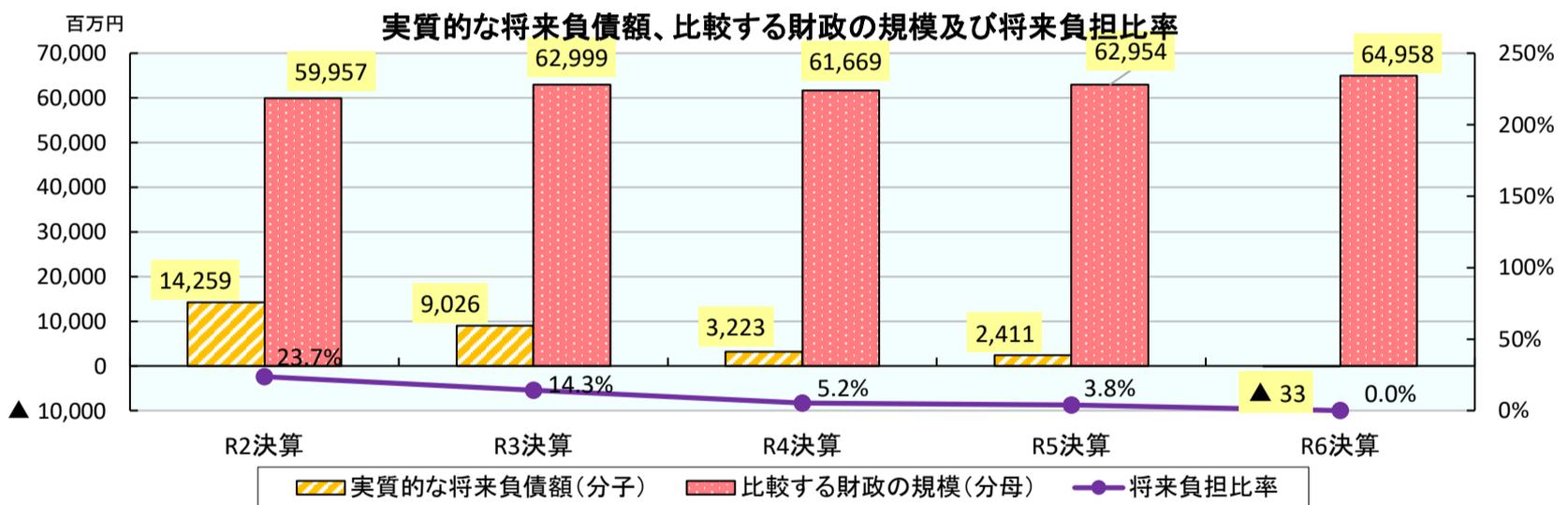
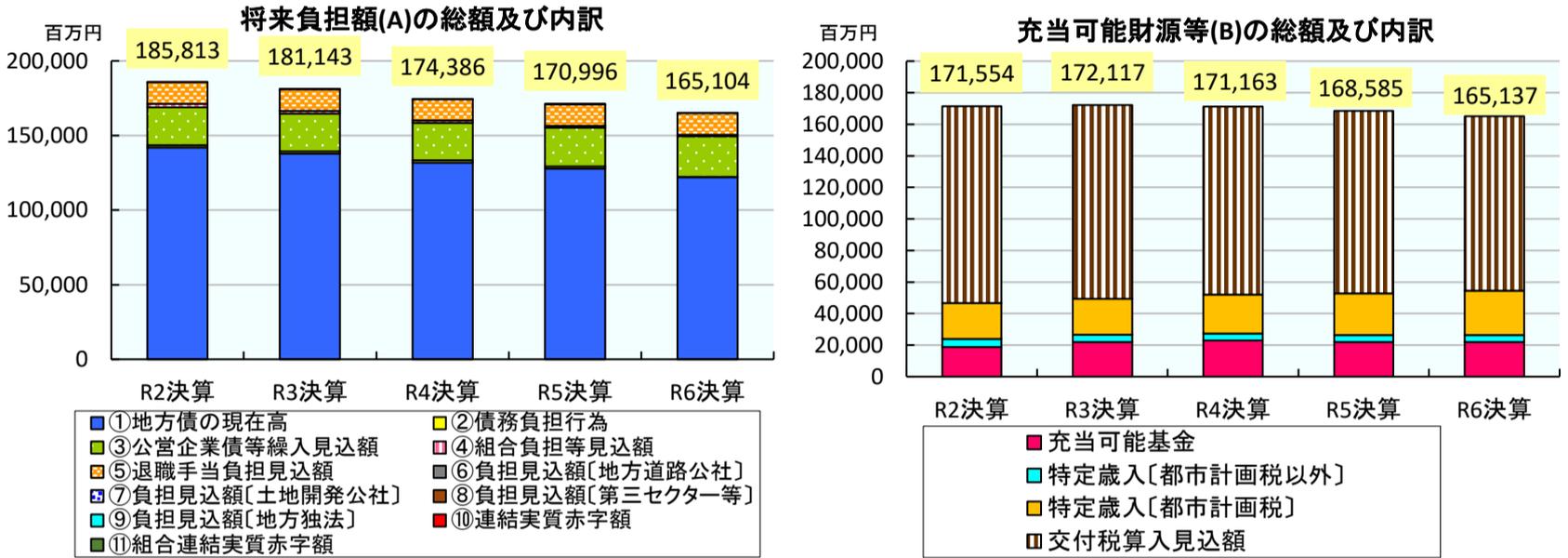
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	70,294,508	73,754,152	4.9	72,378,584	▲ 1.9	73,275,606	1.2	75,079,508	2.5
算入公債費等の額(D)	10,337,695	10,755,469	4.0	10,709,675	▲ 0.4	10,321,432	▲ 3.6	10,121,068	▲ 1.9

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	59,956,813	62,998,683	5.1	61,668,909	▲ 2.1	62,954,174	2.1	64,958,440	3.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 20,455,219}{\text{標準財政規模(C)} \quad 13,993,278} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 26,223,779}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,341,069} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 5,768,560}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 12,652,209} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	13,888,168	14,428,569	3.9	15,108,494	4.7	15,886,771	5.2	15,640,081	▲ 1.6
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	5,803,249	5,521,541	▲ 4.9	4,687,504	▲ 15.1	4,793,139	2.3	4,434,590	▲ 7.5
④組合負担等見込額	576,140	467,137	▲ 18.9	394,078	▲ 15.6	397,896	1.0	370,593	▲ 6.9
⑤退職手当負担見込額	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	173,070	279,357	61.4	81,324	▲ 70.9	8,666	▲ 89.3	9,955	14.9
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	20,440,627	20,696,604	1.3	20,271,400	▲ 2.1	21,086,472	4.0	20,455,219	▲ 3.0

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	6,415,753	8,008,637	24.8	9,317,354	16.3	9,830,557	5.5	9,598,459	▲ 2.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	319,856	228,910	▲ 28.4	234,231	2.3	122,456	▲ 47.7	113,641	▲ 7.2
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	17,314,465	17,306,921	0.0	17,077,357	▲ 1.3	17,002,824	▲ 0.4	16,511,679	▲ 2.9
充当可能財源等(B)	24,050,074	25,544,468	6.2	26,628,942	4.2	26,955,837	1.2	26,223,779	▲ 2.7

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 3,609,447	▲ 4,847,864		▲ 6,357,542		▲ 5,869,365		▲ 5,768,560	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

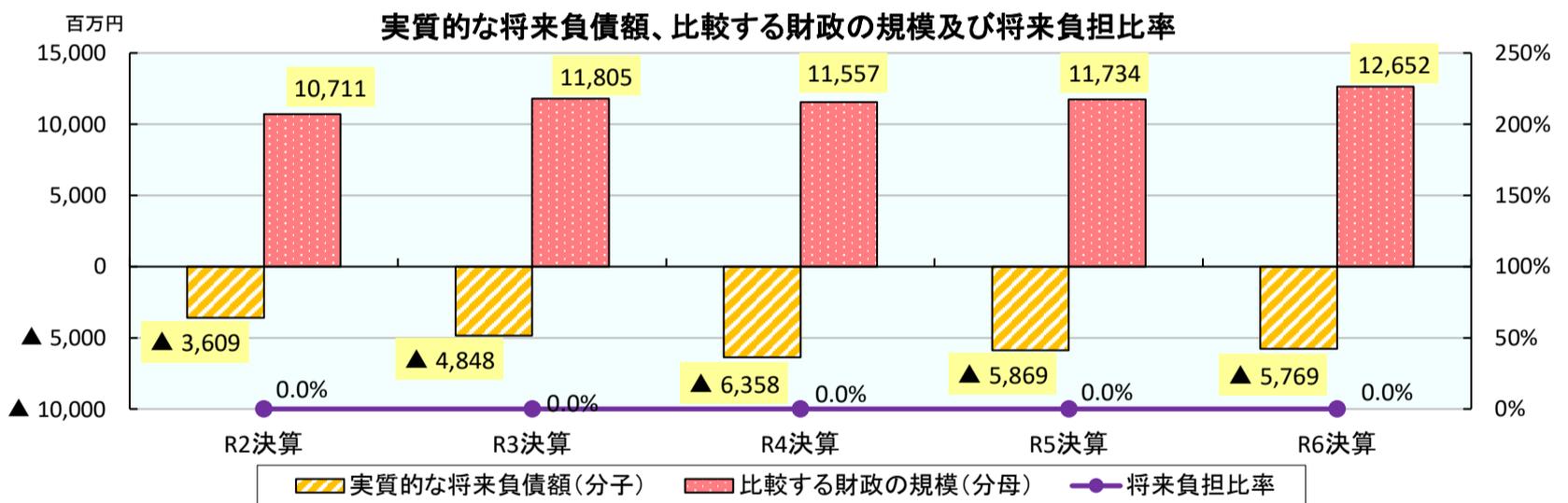
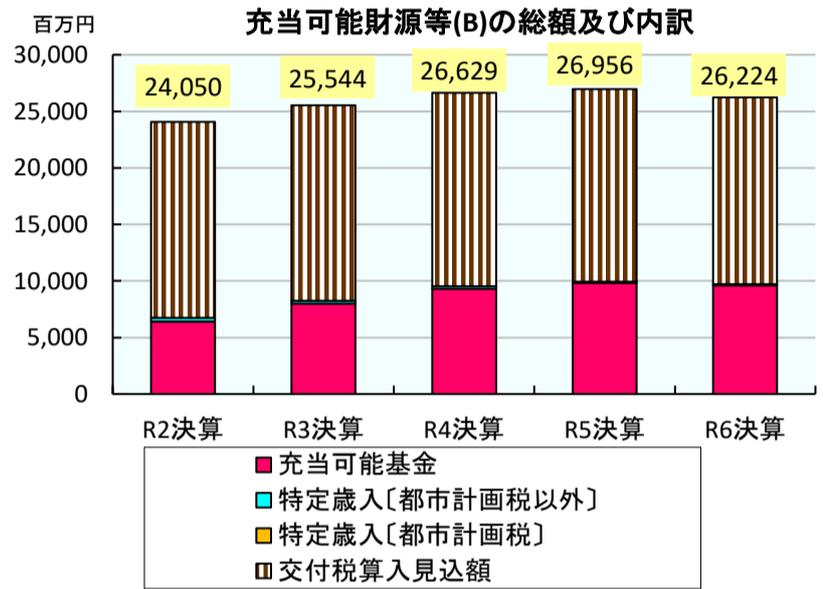
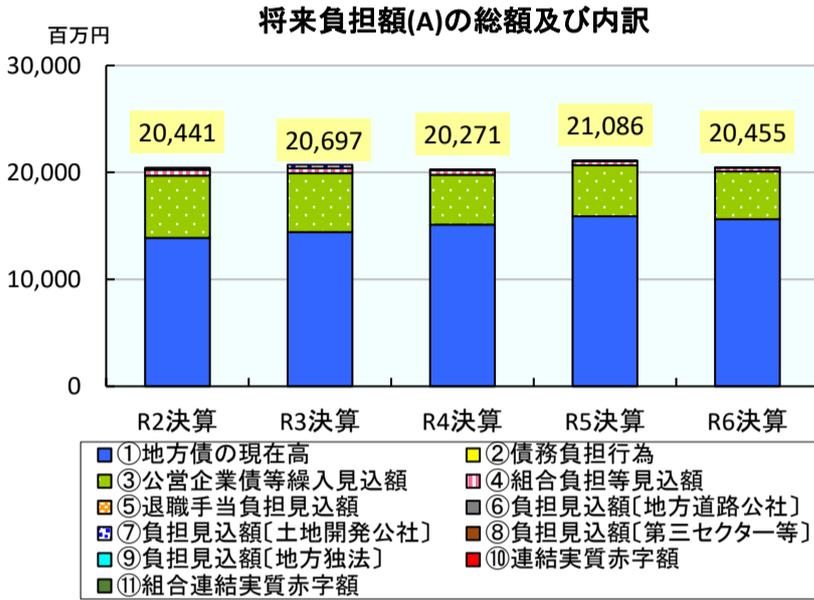
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	12,142,346	13,226,084	8.9	12,957,197	▲ 2.0	13,098,673	1.1	13,993,278	6.8
算入公債費等の額(D)	1,431,678	1,421,255	▲ 0.7	1,399,776	▲ 1.5	1,364,592	▲ 2.5	1,341,069	▲ 1.7

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	10,710,668	11,804,829	10.2	11,557,421	▲ 2.1	11,734,081	1.5	12,652,209	7.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 37,565,642 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 13,951,095 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 42,413,662 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 2,003,446 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 4,848,020 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 11,947,649 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} - \\ - \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	25,854,287	28,696,435	11.0	30,375,831	5.9	30,919,280	1.8	31,635,099	2.3
②債務負担行為	205,233	163,387	▲ 20.4	0	皆減	0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,202,494	2,838,974	▲ 11.4	2,912,087	2.6	2,636,224	▲ 9.5	2,135,766	▲ 19.0
④組合負担等見込額	869,410	670,243	▲ 22.9	480,431	▲ 28.3	416,062	▲ 13.4	493,087	18.5
⑤退職手当負担見込額	3,040,519	3,098,846	1.9	3,143,323	1.4	3,348,460	6.5	3,301,690	▲ 1.4
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	33,171,943	35,467,885	6.9	36,911,672	4.1	37,320,026	1.1	37,565,642	0.7

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	16,406,481	16,726,594	2.0	17,459,105	4.4	17,250,064	▲ 1.2	16,736,484	▲ 3.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	3,520,372	3,050,925	▲ 13.3	2,652,768	▲ 13.1	2,917,552	10.0	3,079,521	5.6
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	17,593,701	20,835,372	18.4	22,230,443	6.7	22,188,532	▲ 0.2	22,597,657	1.8
充当可能財源等(B)	37,520,554	40,612,891	8.2	42,342,316	4.3	42,356,148	0.0	42,413,662	0.1

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 4,348,611	▲ 5,145,006		▲ 5,430,644		▲ 5,036,122		▲ 4,848,020	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

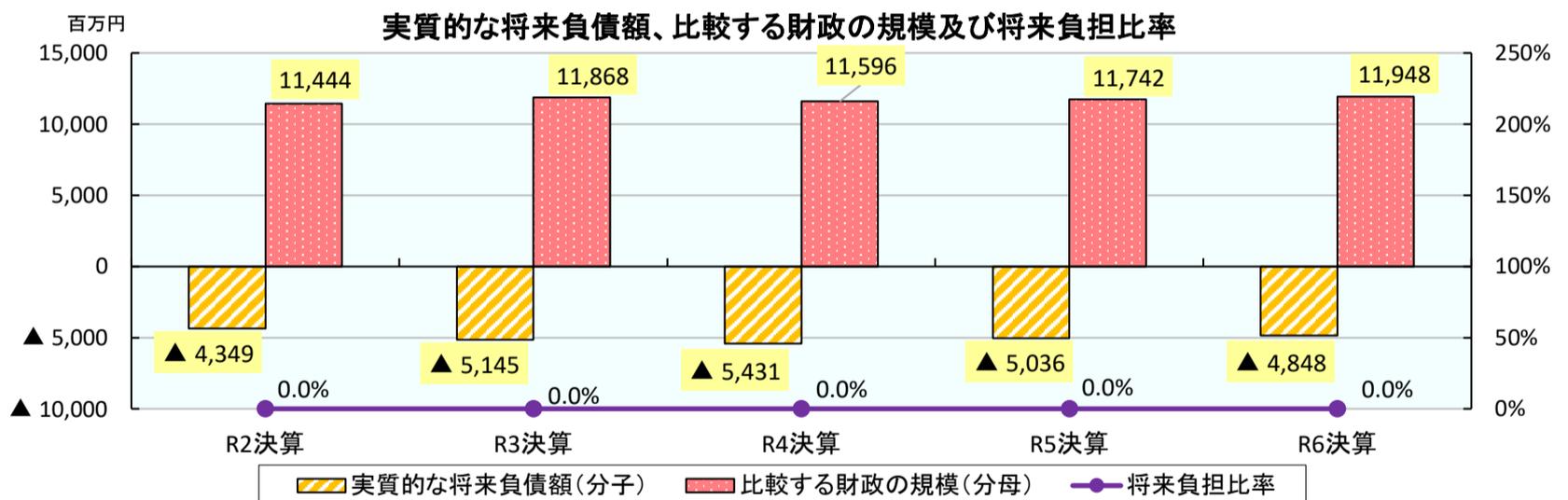
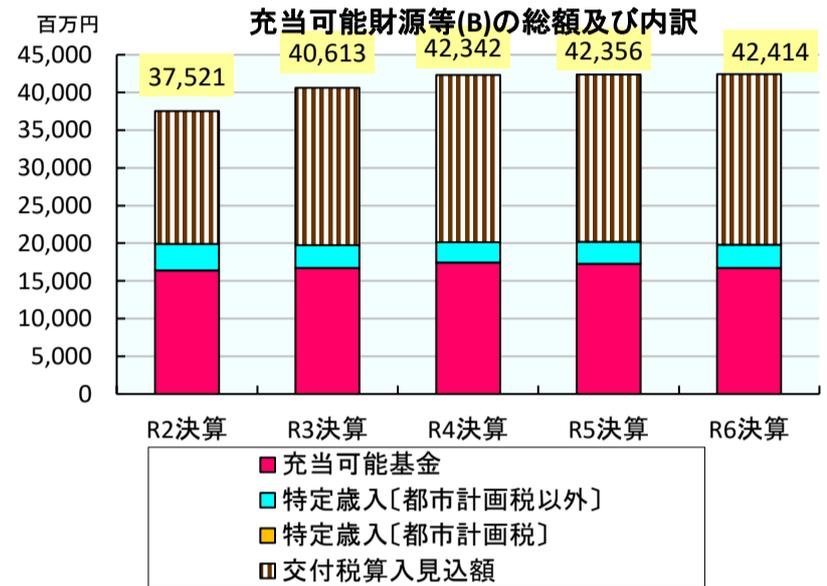
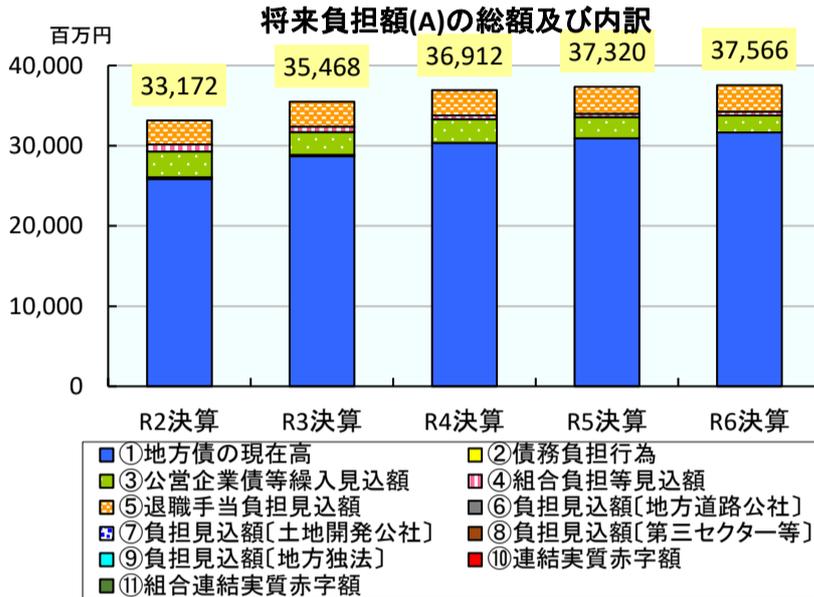
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	13,214,017	13,599,225	2.9	13,418,375	▲ 1.3	13,618,519	1.5	13,951,095	2.4
算入公債費等の額(D)	1,770,497	1,731,676	▲ 2.2	1,822,850	5.3	1,876,525	2.9	2,003,446	6.8

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	11,443,520	11,867,549	3.7	11,595,525	▲ 2.3	11,741,994	1.3	11,947,649	1.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 21,014,115}{\text{標準財政規模(C)} \quad 15,493,217} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 29,270,682}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,664,745} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 8,256,567}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 13,828,472} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	21,854,253	20,693,761	▲ 5.3	19,510,307	▲ 5.7	18,730,050	▲ 4.0	17,505,373	▲ 6.5
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	2,479,098	2,289,992	▲ 7.6	2,102,644	▲ 8.2	1,875,004	▲ 10.8	1,699,920	▲ 9.3
④組合負担等見込額	2,832,392	2,501,293	▲ 11.7	2,174,817	▲ 13.1	2,048,056	▲ 5.8	1,808,822	▲ 11.7
⑤退職手当負担見込額	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	27,165,743	25,485,046	▲ 6.2	23,787,768	▲ 6.7	22,653,110	▲ 4.8	21,014,115	▲ 7.2

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	5,415,762	6,243,854	15.3	7,136,749	14.3	7,751,599	8.6	7,988,093	3.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	3,443,750	2,986,563	▲ 13.3	2,576,875	▲ 13.7	2,256,250	▲ 12.4	1,953,438	▲ 13.4
特定歳入〔都市計画税〕	2,039,958	2,029,019	▲ 0.5	1,716,789	▲ 15.4	2,518,403	46.7	2,588,325	2.8
交付税算入見込額	20,197,210	19,690,774	▲ 2.5	18,710,812	▲ 5.0	17,928,176	▲ 4.2	16,740,826	▲ 6.6
充当可能財源等(B)	31,096,680	30,950,210	▲ 0.5	30,141,225	▲ 2.6	30,454,428	1.0	29,270,682	▲ 3.9

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 3,930,937	▲ 5,465,164		▲ 6,353,457		▲ 7,801,318		▲ 8,256,567	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

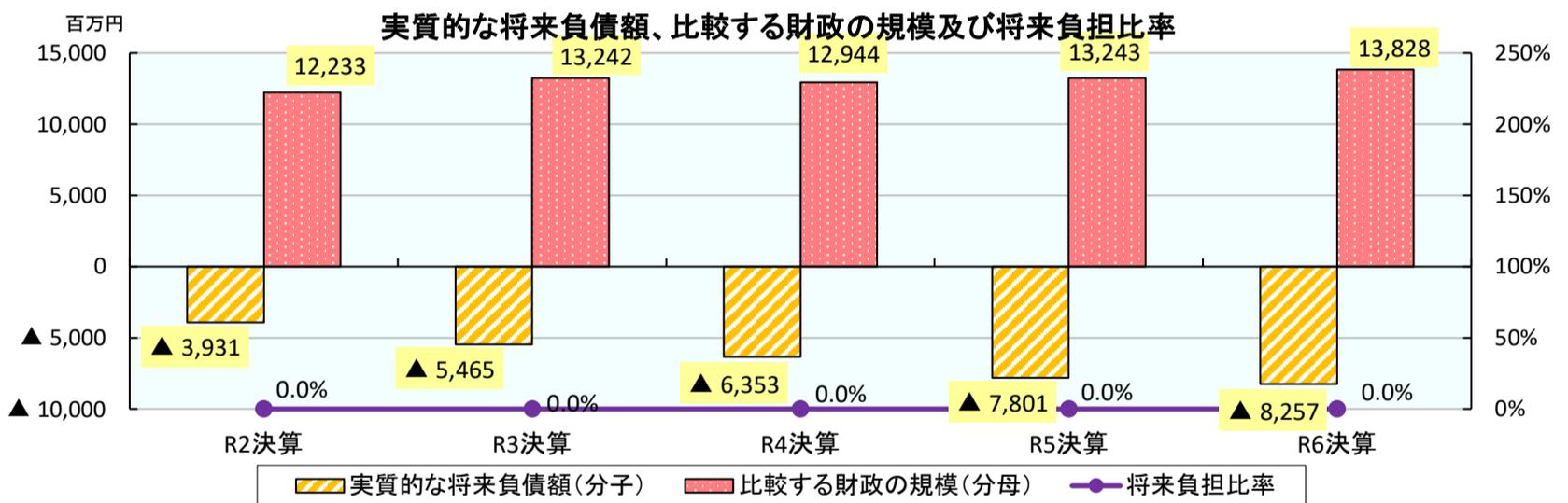
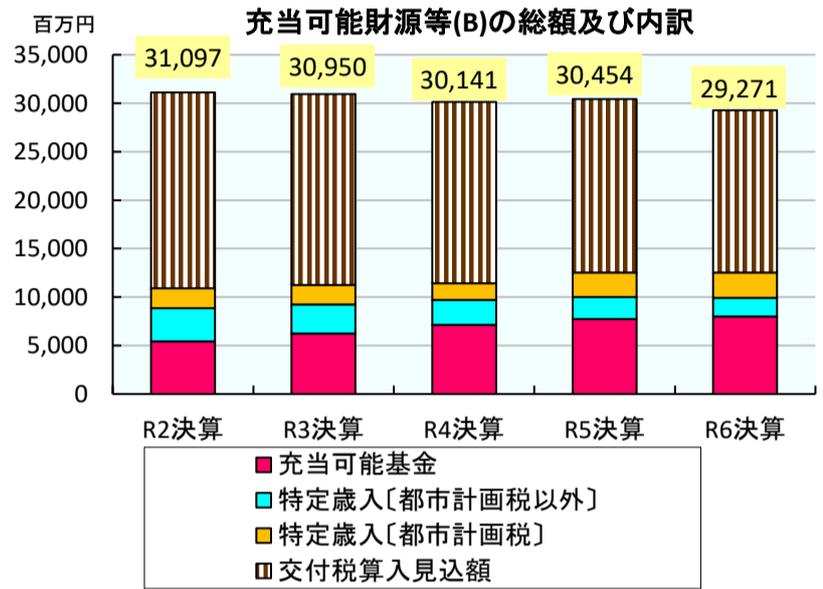
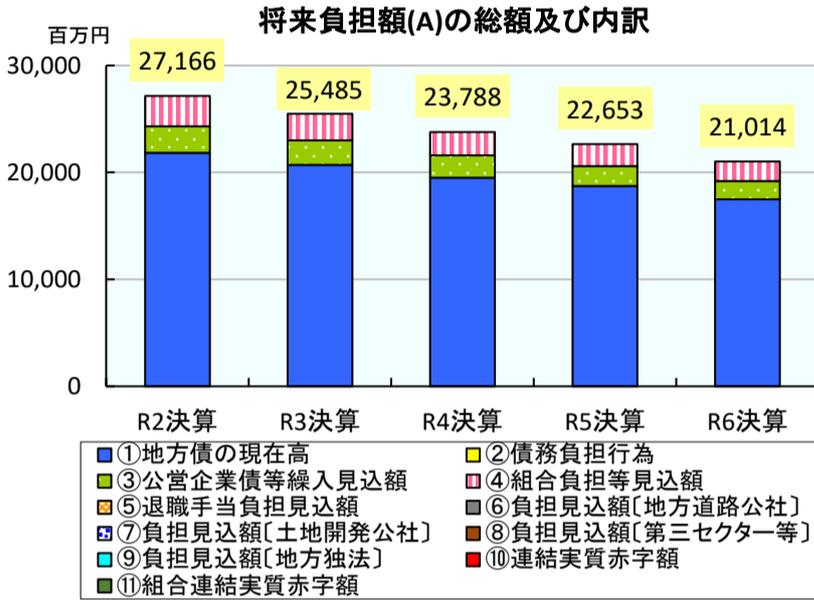
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	13,938,876	14,959,317	7.3	14,661,805	▲ 2.0	14,954,218	2.0	15,493,217	3.6
算入公債費等の額(D)	1,705,769	1,717,277	0.7	1,717,407	0.0	1,711,634	▲ 0.3	1,664,745	▲ 2.7

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	12,233,107	13,242,040	8.2	12,944,398	▲ 2.2	13,242,584	2.3	13,828,472	4.4

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。